

## 第26回 地方法人課税のあり方等に関する検討会 議事次第

平成27年9月29日(火)  
14:30～16:00  
合同庁舎2号館9階 第2研修室

### 1 開会

### 2 議事

地方法人課税のあり方等についてのヒアリング

- ・ 一般社団法人 日本経済団体連合会
- ・ 全国知事会

### 3 閉会

#### 配布資料

- (資料1) 地方法人二税の分割基準<事務局資料>
- (資料2) 地方法人課税の偏在是正<事務局資料>
- (資料3-1) 平成28年度税制改正に関する提言 概要  
<一般社団法人日本経済団体連合会資料>
- (資料3-2) 平成28年度税制改正に関する提言  
<一般社団法人日本経済団体連合会資料>
- (資料4) 平成28年度税財政等に関する提案(案)  
<全国知事会(地方税財政常任委員会)資料>

# 地方法人二税の分割基準

## 分割基準とこれまでの改正の基本的考え方について

### 《分割基準とは》

- 法人の事務所等が複数の地方団体に所在する場合に、地方団体の課税権を調整するため、課税標準を地方団体に分割する基準。

※ 法人事業税・法人住民税法人税割は、事務所等の所在する地方団体が課税権を有する。  
※ 分割された課税標準に税率を乗じて税額を算定。

事業の必要から設けられた人的及び物的設備

### 《分割基準の考え方…法人事業税》

- 分割基準については、事業税の課税の根拠が応益原則にあることから、
  - ・ 各都道府県内における事業の規模、活動量などを的確に表すものであること
  - ・ 税務実務上できるだけ単純かつ明確であること

との考え方により設定されています。

(平成12年7月 政府税制調査会答申)

### 《法人事業税におけるこれまでの改正の基本的考え方》

- ・ S37、S45、H元の各改正は、人的要素である「従業員の数」を用いながら、その一部を調整(割落とし／割増し)することで物的要素である「固定資産(減価償却費)」や「事務所等の敷地面積」の要素を反映。
- ・ H17改正では、非製造業について、人的要素である「従業員の数」に加え、物的要素である「事務所等の数」を指標として採用。
- ・ なお、法人住民税の分割基準は、制度創設(s26)以来「従業員の数」であり、これまで見直しは行われていない。

## 分割基準の見直しに向けた検討

- 分割基準については、平成17年以降改正されていないことから、社会経済情勢の変化等を踏まえ、以下のような課題について検討する必要があるのではないか。

### 主な検討事項

- インターネットを利用した取引やフランチャイズ形態での事業展開が増加し、事務所等の所在地と事業活動の場所が必ずしも一致しない場合があることにどのように対応すべきか。
  - より機動的・効率的な業務運営のために業務の一部を子会社化する場合など企業の組織再編に伴う事業活動の変化にどのように対応すべきか。
  - 事業活動全体に寄与する情報システムや管理部門が本社等に集約されていることをどのように評価すべきか。
  - 現在、電気供給業、ガス供給業については固定資産の価額を分割基準に用いているが、このほかのインフラ事業についてはどのように考えるべきか。
  - 再生可能エネルギーの発電事業のように一旦施設・設備を設置すれば継続的に収益が生み出されるという形態の事業活動が生じていることにどのように対処すべきか。
- 上記事項について、法人等の協力を得つつ実態調査を行うなど、引き続き検討。

(○ 分割基準の激変緩和措置として導入された経過措置のうち一定期間が経過したものについては見直しが必要か。)

法人事業税・法人住民税の分割基準（現行）

	事業	課税方式	分割基準	
法人事業税	非製造業	保険業	収入割	
		その他	収入割	
	製造業		所得割 付加価値割 資本割 (※)	課税標準の1/2 : 事務所等の数
	鉄道事業 軌道事業			課税標準の1/2 : 従業者の数
	倉庫業			従業者の数 (資本金1億円以上の法人:工場の従業者数を1.5倍)
	ガス供給業		収入割	軌道の延長キロメートル数
	電気供給業			事務所等の固定資産の価額
電気供給業		収入割	課税標準の3/4 : 事務所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額 課税標準の1/4 : 事務所等の固定資産の価額 <small>&lt;昭和57年改正時の経過措置あり&gt;</small>	
法人住民税 (法人税割)	(法人税割)		従業者の数	

※ 資本金1億円超の外形標準課税対象法人の場合

## 法人事業税の分割基準(改正の経緯)

	S26年度 (1951年度)	S29年度 (1954年度)	S37年度 (1962年度)	S42年度 (1967年度)	S45年度 (1970年度)	S47年度 (1972年度)	S57年度 (1982年度)	H元年度 (1989年度)	H17年度 (2005年度)
非製造業	従業者 の数	1/2を事務 所等の数 他の1/2を 従業者の数		各月の延 従業者の 数を期末 現在の 従業者の 数とした	資本金が 1億円以 上の法人 の本社管 理部門の 従業者数 につい ては1/2				1/2を事務 所等の数 1/2を従業 者の数  ※本社管理 部門の従 業者数1/2 措置は廃止
銀行業 保険業 証券業								証券業が 追加された	
製造業			資本金1億 円以上の法 人の本社管 理部門の従 業者数につ いては1/2				資本金1億 円以上の法 人の工場の 従業者数に ついては1.5 倍	本社管理部 門の従業者 数1/2措置 は廃止	
鉄道業 軌道業	1/2を 固定資産 の価額	軌道の延長 キロメートル 数							
ガス供給業 倉庫業		固定資産 の価額							
電気供給業			他の1/2 を従業者 の数			1/2を発電所 の固定資産 の価額 他の1/2を固 定資産の価 額	3/4を発電所 の固定資産 の価額 他の1/4を固 定資産の価 額	経過措置あり	

# 地方法人課税の偏在是正

これまでの経緯



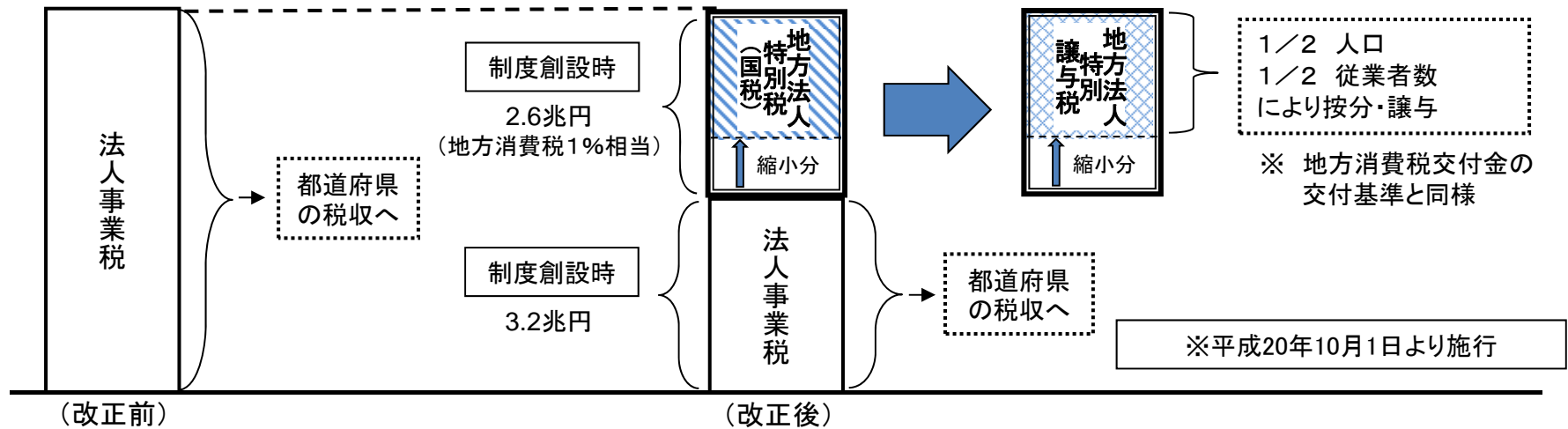
# 地方法人特別税・譲与税

## 地方法人特別税等に関する暫定措置法(抄)

第一条 この法律は、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、法人の事業税(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定により法人の行う事業に対して課する事業税をいう。以下同じ。)の税率の引下げを行うとともに、地方法人特別税を創設し、その収入額に相当する額を地方法人特別譲与税として都道府県に対して譲与するために必要な事項を定めるものとする。

→ (平成26年度改正で地方法人特別税の規模を1/3縮小し、法人事業税に復元)

※平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用。



(単位: 億円)

	制度創設時の想定	H25実績	H26実績 (見込)	H27地財
地方消費税1%相当額	26,000	26,496	24,830	26,413
地方法人特別税・譲与税の規模	26,000	19,803	23,879	21,234
減収となる団体の影響額	▲3,986	▲2,529	▲3,318	▲3,334
東京都	▲3,197	▲1,906	▲1,859	▲2,172
愛知県	▲414	▲275	▲1,172	▲1,006
大阪府	▲265	▲221	▲122	▲65

税源の偏在是正の観点から、制度創設時において、地方消費税1%分に相当する法人事業税を、地方消費税交付金の交付基準と同じ基準で譲与することとしたもの

## 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための 消費税法の一部を改正する等の法律（抄）

（税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置）

第七条 第二条及び第三条の規定により講じられる措置のほか、政府は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第百四条第一項及び第三項に基づく平成二十四年二月十七日に閣議において決定された社会保障・税一体改革大綱に記載された消費課税、個人所得課税、法人課税、資産課税その他の国と地方を通じた税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策について、次に定める基本的方向性によりそれらの具体化に向けてそれぞれ検討し、それぞれの結果に基づき速やかに必要な措置を講じなければならない。

五 地方税制については、次に定めるとおり検討すること。

イ 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税について、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置であることを踏まえ、税制の抜本的な改革に併せて抜本的に見直しを行う。

ロ 税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずることとし、その際には、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討する。

## 地方法人課税のあり方等に関する検討会報告書(概要)

平成25年11月

税制抜本改革法第7条第5号の規定を踏まえて、地方法人特別税・譲与税制度及び地方法人課税のあり方等の見直しを行うための考え方をまとめるべく、総務大臣からの要請に基づき、平成24年9月に地方財政審議会に検討会(座長:神野直彦東京大学名誉教授)を設置し、計16回開催して議論を重ねた結果、報告書を取りまとめた。

### [地方法人課税のあり方等に関する基本的な認識について]

- 地方自治の原則は「税」であること、受益と負担の関係等から、偏在性が小さく税収が安定した地方税体系の構築が原則。その上でなお存在する地方団体間の財源の不均衡の調整は、地方交付税制度で対応することが原則。
- 地方法人特別税・譲与税制度は、将来的な消費税1%相当額との税源交換等を念頭に置きつつ、税源偏在・財政力格差を早急に是正するために「偏在性の小さい地方税体系を構築するまでの間」の暫定措置として創設された異例の措置。
- 地方法人課税は、受益に応じた負担を法人の事業活動に求めるためにも引き続き重要な役割を担うべき。
- 地方法人所得課税は、税収の偏在性が大きく年度間の税収の変動が大きいこと等から、
  - ・ 法人住民税法人税割 → 都道府県分及び市町村分の交付税原資化
  - ・ 法人事業税所得割 → 外形標準課税の拡充(付加価値割の充実等)を指すべき。

[地方法人課税のあり方等に関する見直しの方策について]

- 地方消費税率の引上げにより、不交付団体の財源超過額は拡大し、不交付団体と交付団体間の財政力格差が拡大することから、偏在是正のための措置が必要。
- 地方消費税の充実又は消費税に係る地方交付税法定率分の地方消費税化と、法人住民税法人税割の地方交付税原資化による税源交換を基本的な目標とすべき。
- 今回の税制抜本改革においては既に地方消費税の税率引上げが決定していることを踏まえ、税制抜本改革法第7条第5号ロの規定に基づき、法人住民税法人税割の一部の交付税原資化を図ることを検討すべき。
- 地方法人特別税・譲与税制度については、異例の暫定措置であることから、廃止の上、法人事業税に復元することを基本に検討すべき。その際、法人住民税法人税割の交付税原資化により、より望ましい偏在是正措置に移行していくべき。
- 法人住民税法人税割の交付税原資化の規模が一定の範囲内にとどまる場合には、暫定措置として、現在と同様の偏在是正制度を補完的に措置せざるを得ない場合もあるのではないか。

## 地方法人課税の偏在是正

### 【平成26年度与党税制改正大綱】

#### [消費税率8%段階]

- 地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部を地方交付税原資化

#### 1. 法人住民税法人税割の税率の改正

[ ]:制限税率

(都道府県分) 5.0% [ 6.0%] → 3.2% (△1.8%) [ 4.2%]  
(市町村分) 12.3% [14.7%] → 9.7% (△2.6%) [12.1%]

#### 2. 地方法人税の創設

- ・ 法人住民税法人税割の引下げ分を規模とする国税(国が賦課徴収)
- ・ 法人税額を課税標準とし、税率は4.4%(法人住民税の税率引下げ分相当)
- ・ 税収全額を交付税特会に直接繰り入れ、地方交付税原資化

- 偏在是正により生じる財源(不交付団体の減少分)を活用して地方財政計画に歳出を計上
- 地方法人特別税の規模を1/3縮小し、法人事業税に復元

#### [消費税率10%段階]

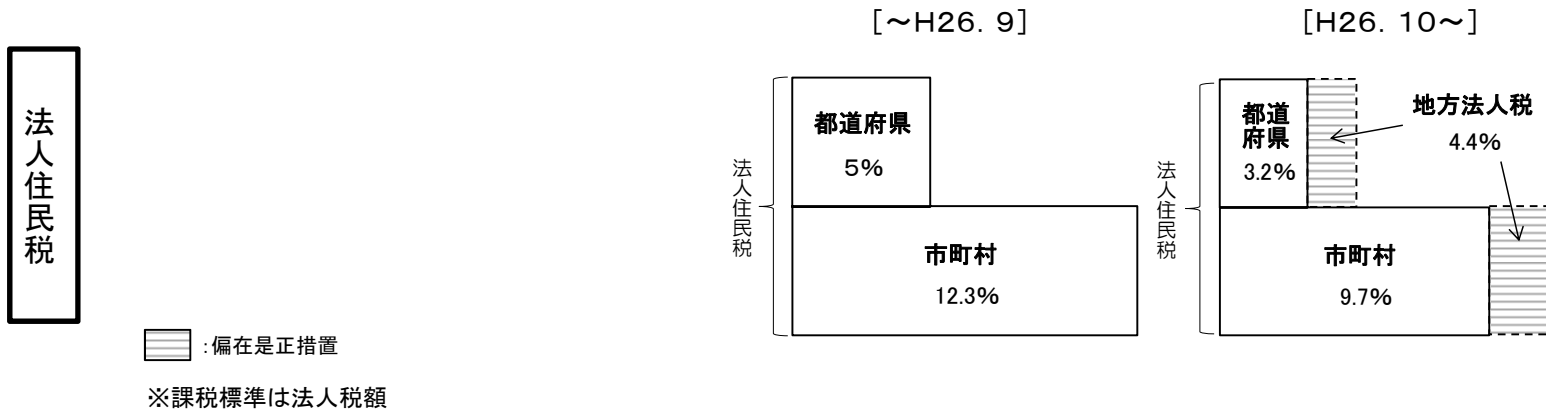
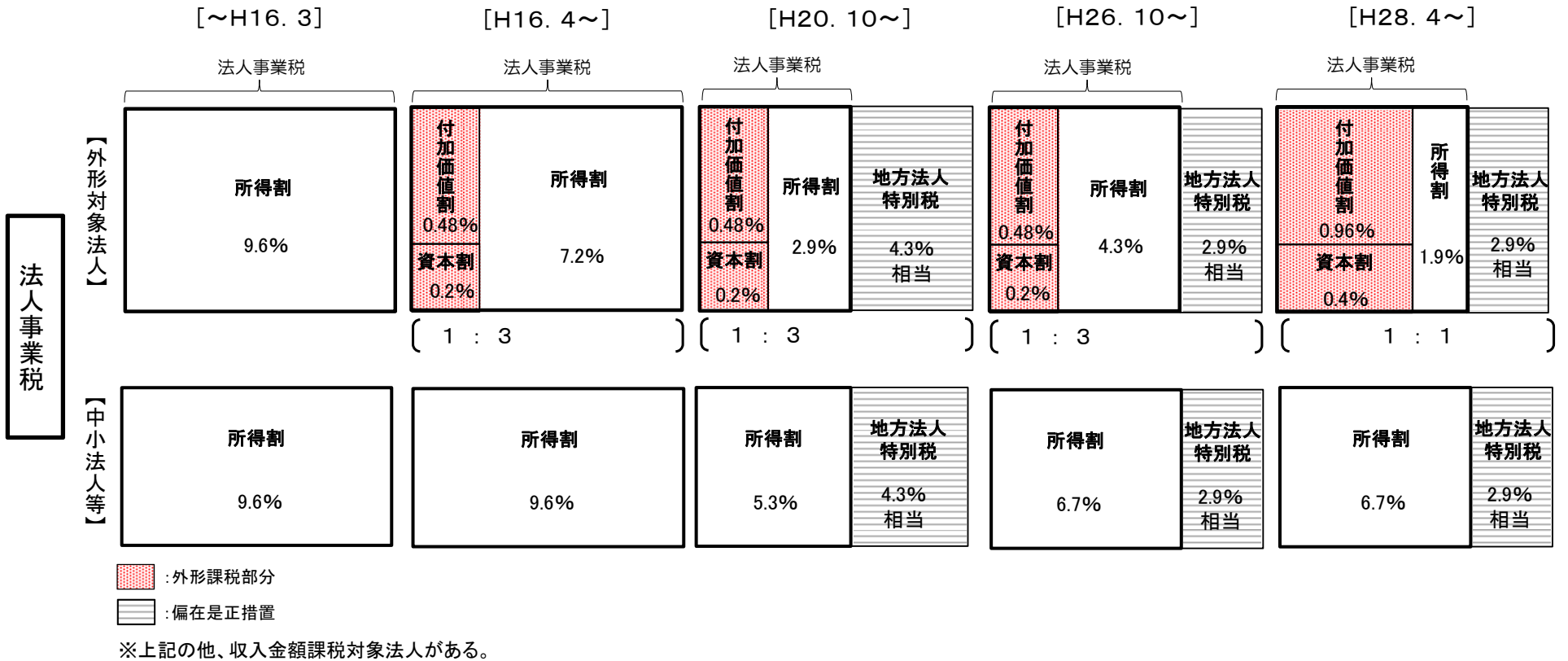
- 消費税率10%段階においては、法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進める。また、地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行う。

### 【平成27年度与党税制改正大綱】

- 平成26年度与党税制改正大綱における消費税率10%段階の地方法人課税の偏在是正については、平成28年度以後の税制改正において具体的な結論を得る。



# 近年の地方法人課税の改正状況



〔平成27年6月30日  
閣議決定〕

### 第3章 「経済・財政一体改革」の取組－「経済・財政再生計画」

#### 5. 主要分野ごとの改革の基本方針と重要課題

##### [3] 地方行財政改革・分野横断的な取組等

(地域の活性化と頑張る地方を支援する仕組み)

地方自治体が自ら地域の活性化や歳出改革・効率化及び歳入改革などの行財政改革等に創意工夫を行うインセンティブを強化するとともに、頑張る地方を従来以上に支援する仕組みへシフトする観点から以下の取組を一体として行う。さらに、地方の税収増が見込まれる中、「税制抜本改革法」を踏まえ、地域間の税源の偏在を是正する方策を講ずるとともに、地方自治体が自主性を発揮できるよう課税自主権の拡充を図る。

##### [5] 歳入改革、資産・債務の圧縮

###### (1) 歳入改革

###### ② 税制の構造改革

(改革の基本方針)

###### v) 地域間の税源の偏在是正

- ・ 地方が自らの責任で地方創生に取り組むためには税財源が必要との考えの下、引き続き税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築する。



# 地方税収の偏在の状況

## 法人課税の概要

### 法人税 (国)

11.0兆円

※ 税収の33.1%は地方交付税の原資

所得

× 税率  
23.9% =

法人税額

### 地方法人税 (国)

0.5兆円

※ 税収の全額が地方交付税の原資  
法人住民税法人税割の一部を国税化したもの

法人税額

× 4.4%

### 法人住民税 (県・市)

2.7兆円

法人税割

市

法人税額

× 9.7%

1.6兆円

県

法人税額

× 3.2%

0.6兆円

均等割

0.5兆円

### 法人事業税 (県)

5.5兆円  
(2.1兆円)

※( )内は地方法人特別税  
(内数)

【資本金1億円超の普通法人】

所得割

所得

× 4.8%  
(~~7~~ 6.0%)

2.4兆円

外形標準  
課税

付加価値割

付加価値額  
(収益配分額+単年度損益)

× 0.96%  
(~~7~~ 0.72%)

0.6兆円

資本割

資本金等の額

× 0.4%  
(~~7~~ 0.3%)

0.2兆円

【資本金1億円以下の普通法人・公益法人等】

所得割

所得

× 9.6%

1.9兆円

【電気供給業・ガス供給業・保険業を営む法人】

収入割

収入金額

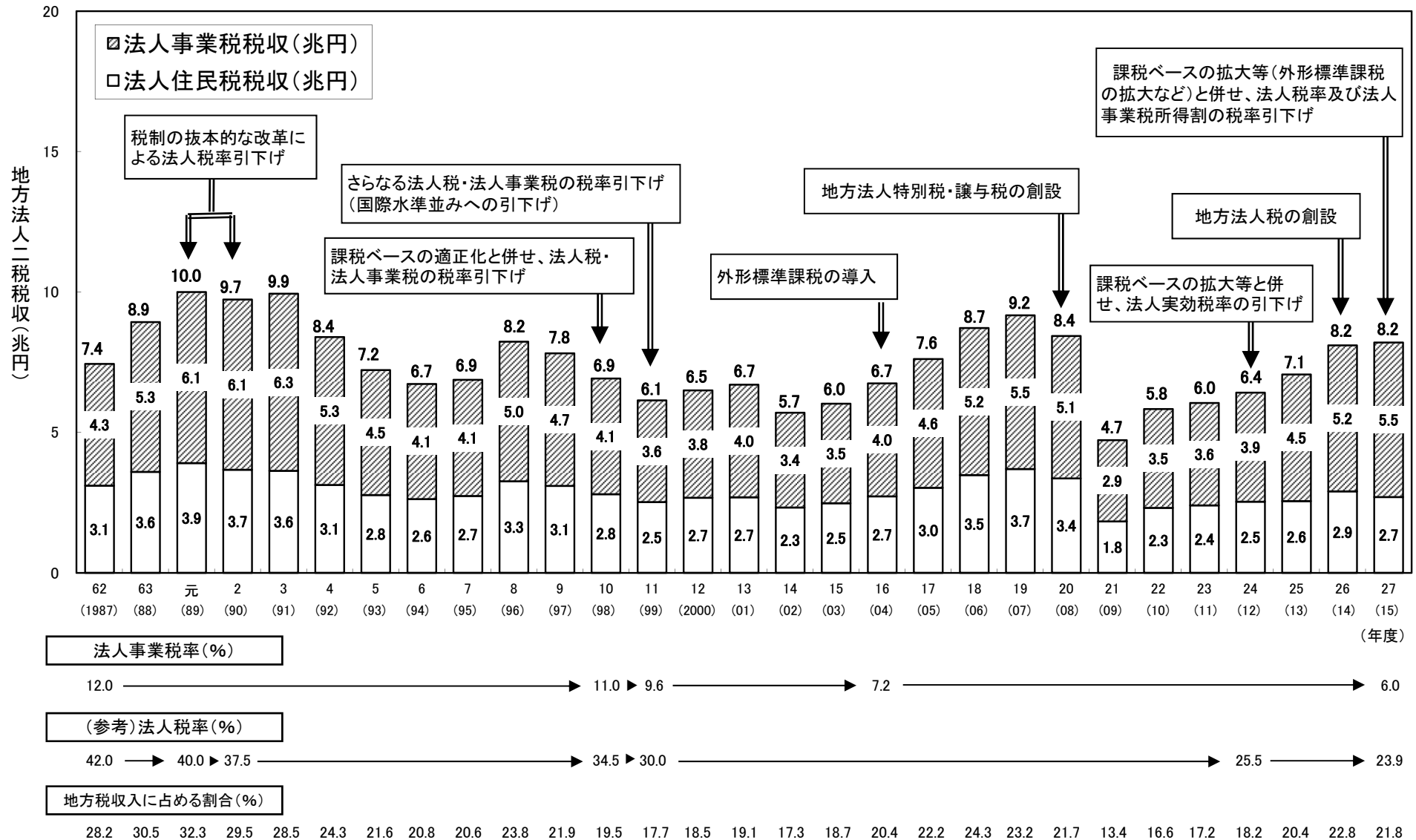
× 1.3%

0.4兆円

※ 税収はH27収入見込額であり、その積算に当たってはH27改正前の税率を用いている。

※ 端数処理の関係で、計が一致しない場合がある。

# 地方法人二税（法人事業税・法人住民税）の税収の推移

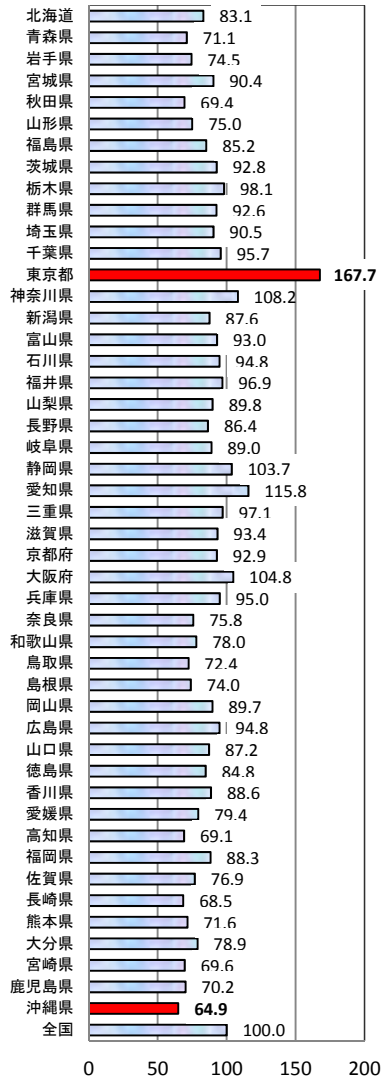


(注) 1 25年度までは決算額、26年度は決算見込額であり、いずれも超過課税等を含まない。また27年度は地方財政計画額である。  
 2 地方税においては、3月決算法人等の税収が翌年度の歳入となるため、制度改革の影響の大半は、翌年度以降に発生することに留意。  
 3 21年度以降の法人事業税収は、地方法人特別譲与税を加算した額である。  
 4 27年度の法人住民税収には地方法人税（0.5兆円）は含んでいない。

# 人口一人当たりの税収額の指数(平成25年度決算額)

## 地方税計

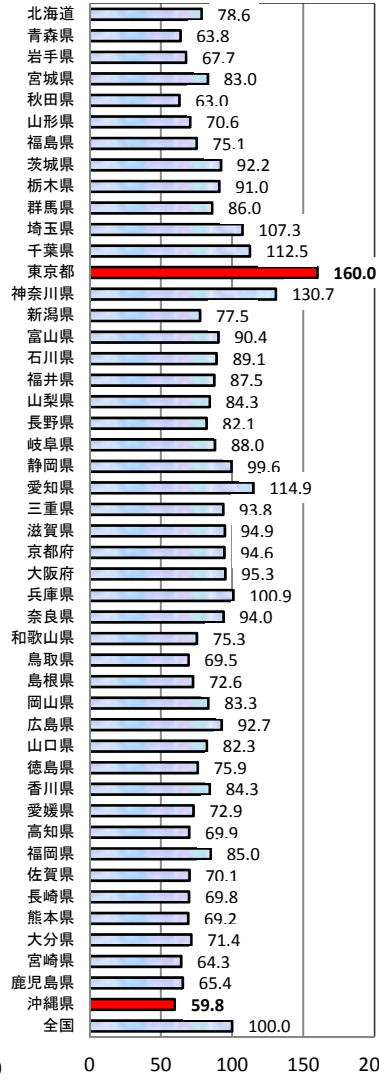
最大/最小: 2.6倍



34.7兆円

## 個人住民税

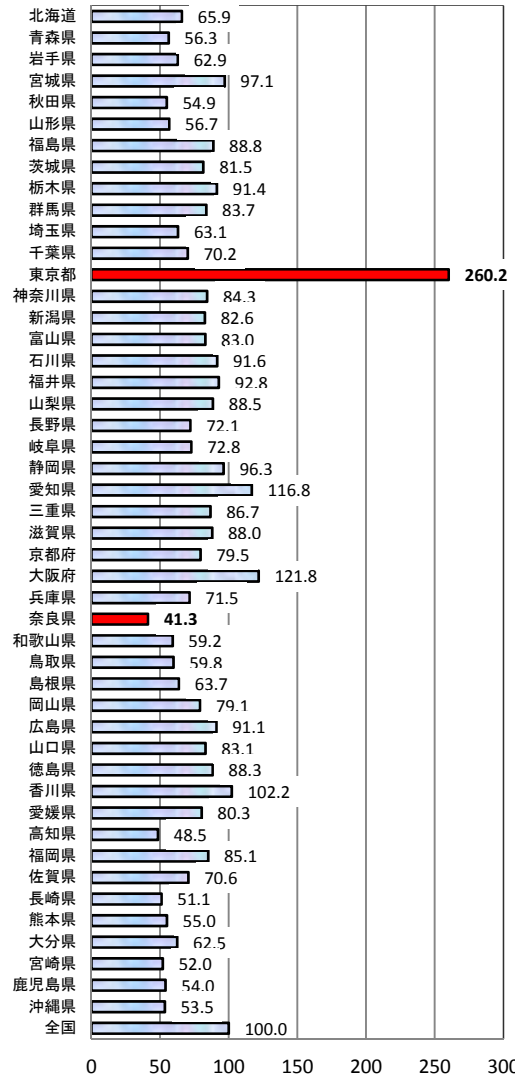
最大/最小: 2.7倍



11.6兆円

## 地方法人二税

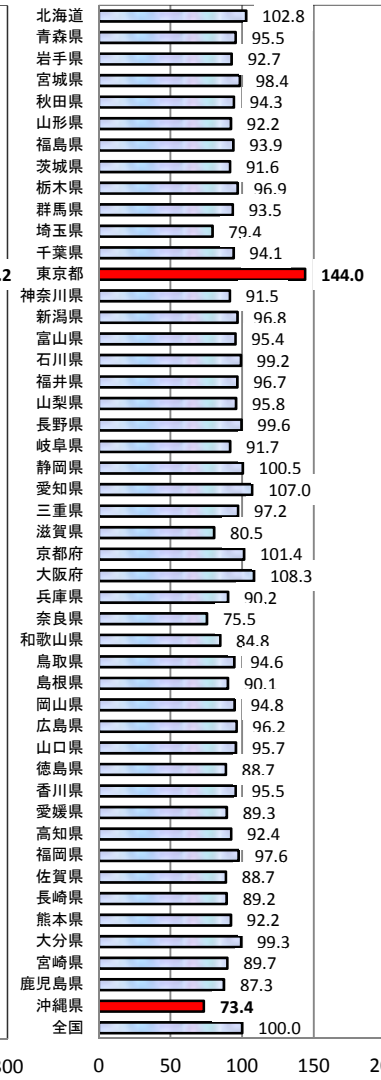
最大/最小: 6.3倍



5.1兆円

## 地方消費税(清算後)

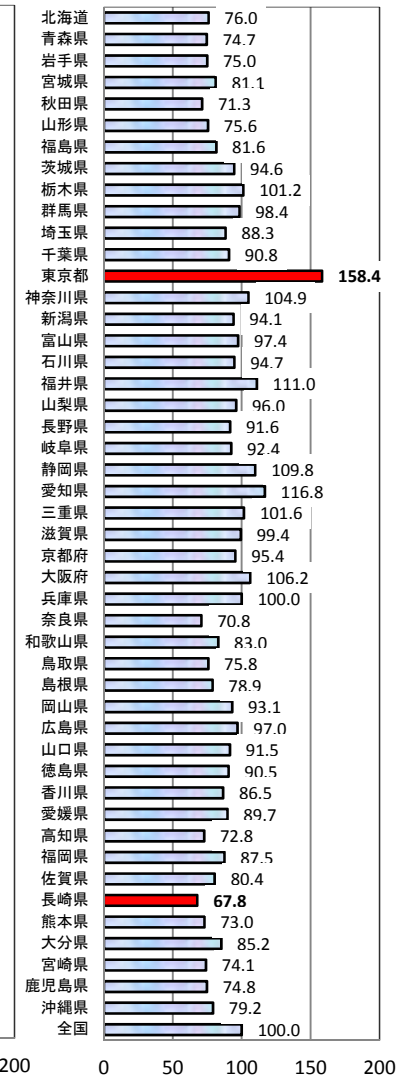
最大/最小: 2.0倍



2.6兆円

## 固定資産税

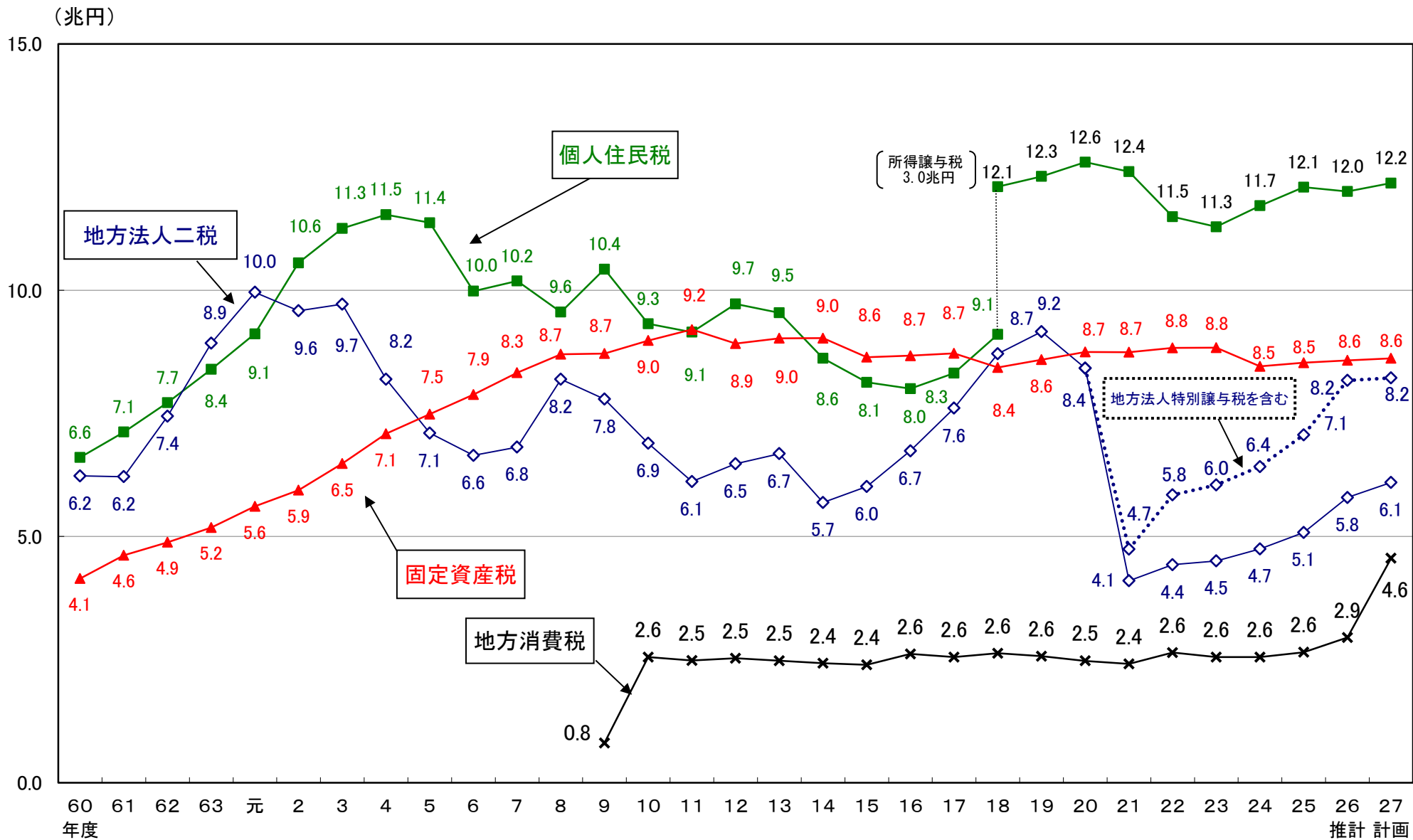
最大/最小: 2.3倍



8.6兆円

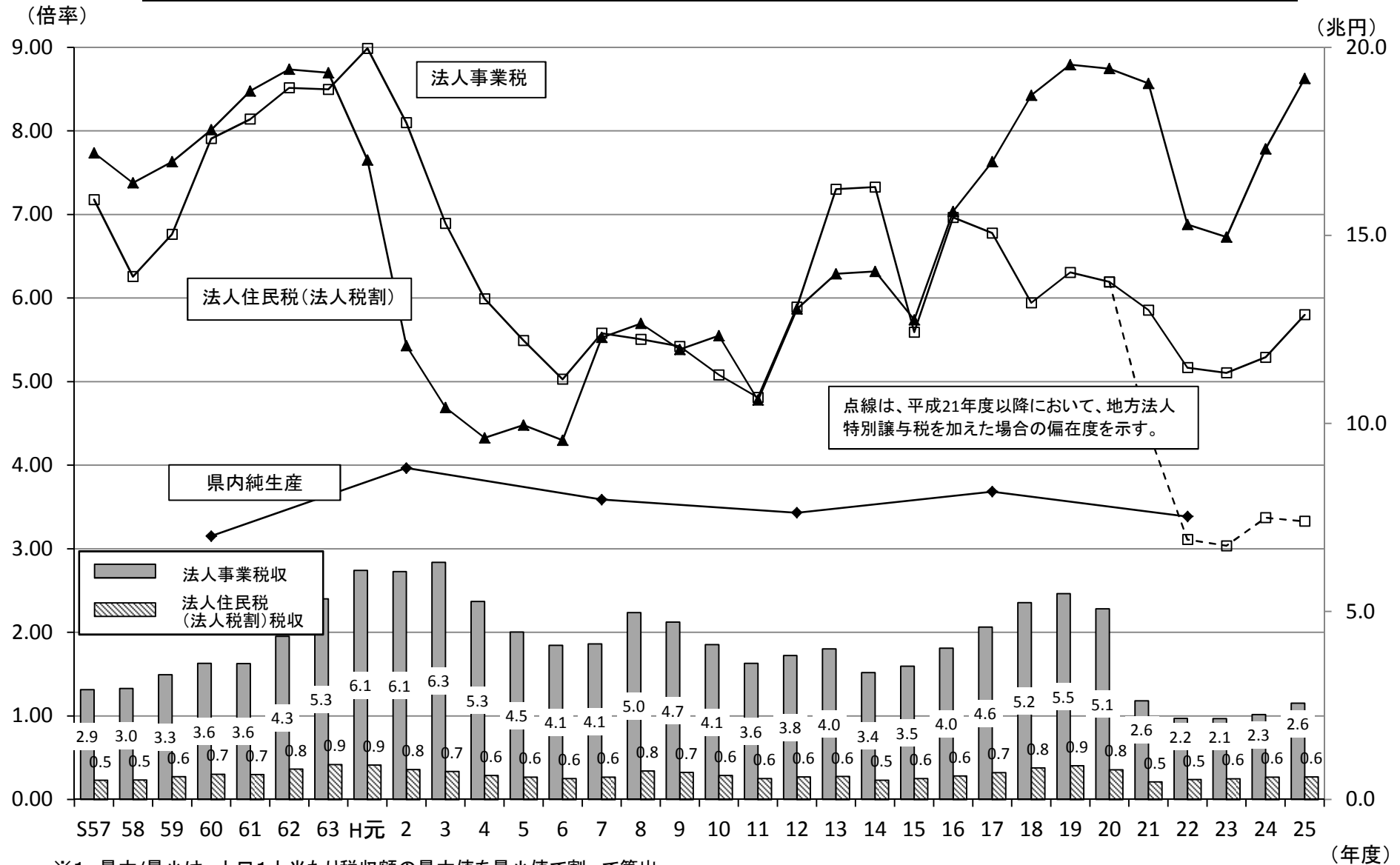
※上段の「最大/最小」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値であり、下段の数値は、税目ごとの税収総額である。

# 主要税目（地方税）の税収の推移



(注) 1 表中における計数は、超過課税及び法定外税等を含まない。  
 2 平成25年度までは決算額、26年度は推計額（H27.1時点）、27年度は地方財政計画額である。  
 3 地方法人二税の平成21年度以降の点線は、国から都道府県に対して譲与されている地方法人特別譲与税を加算した額。  
 (㉑) 0.6兆円、(㉒) 1.4兆円、(㉓) 1.5兆円、(㉔) 1.7兆円、(㉕) 2.0兆円、(㉖) 2.4兆円、(㉗) 2.1兆円

# 法人事業税、法人住民税(法人税割)の偏在度(最大/最小)の推移<都道府県分>



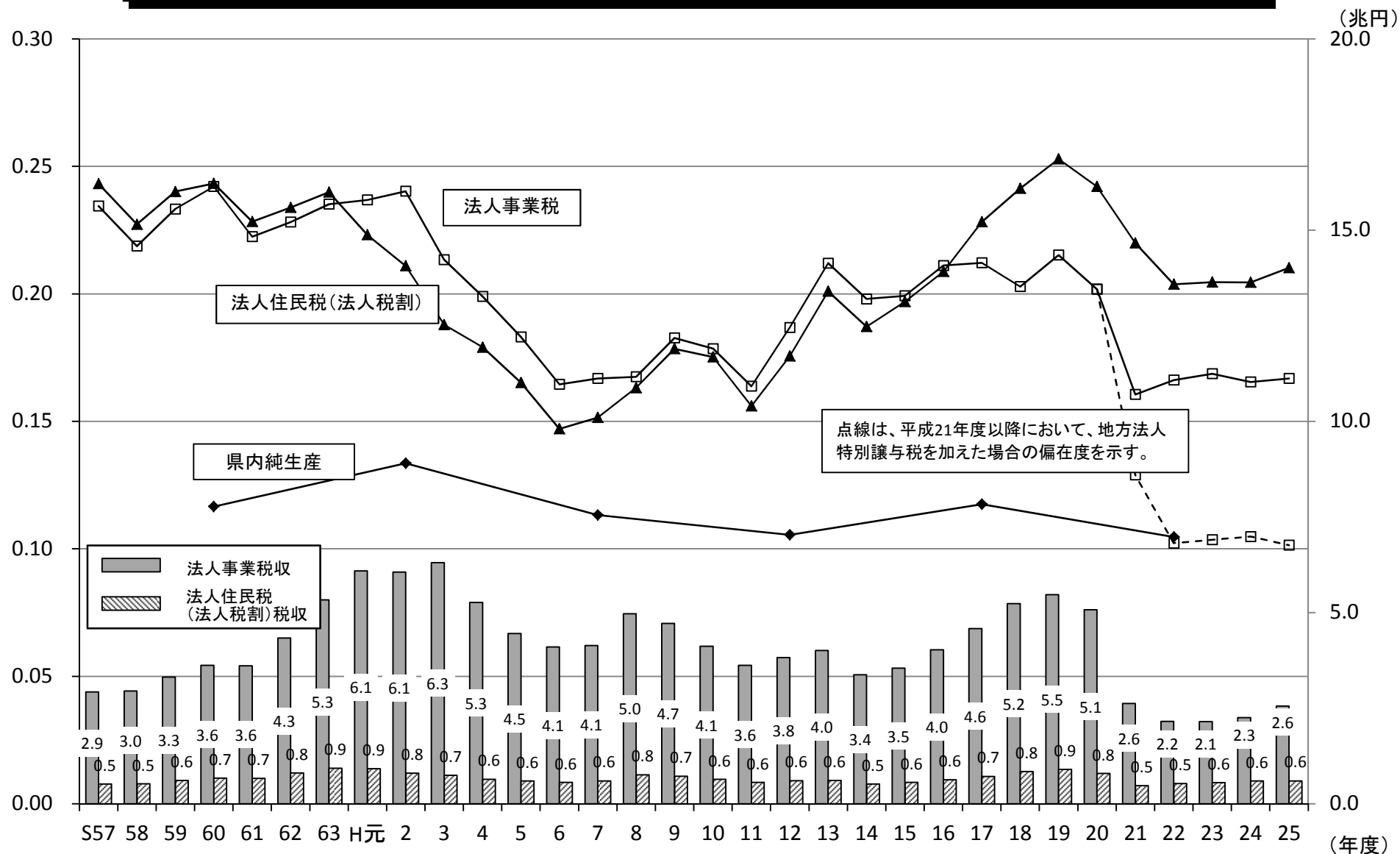
※1 最大/最小は、人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割って算出。

※2 税収は各年度の決算値であり、超過課税分を含まない。また、「法人住民税(法人税割)」は、東京都が徴収する特別区分を含まない。

※3 「県内純生産」は、内閣府「県民経済計算年報」に示された「産業」「政府サービス生産者」及び「対家計民間非営利サービス生産者」以外のものの県内要素所得を基に算出。

※4 人口は各年度末の住民基本台帳人口による。

## 法人事業税、法人住民税(法人税割)の偏在度(ジニ係数)の推移<都道府県分>



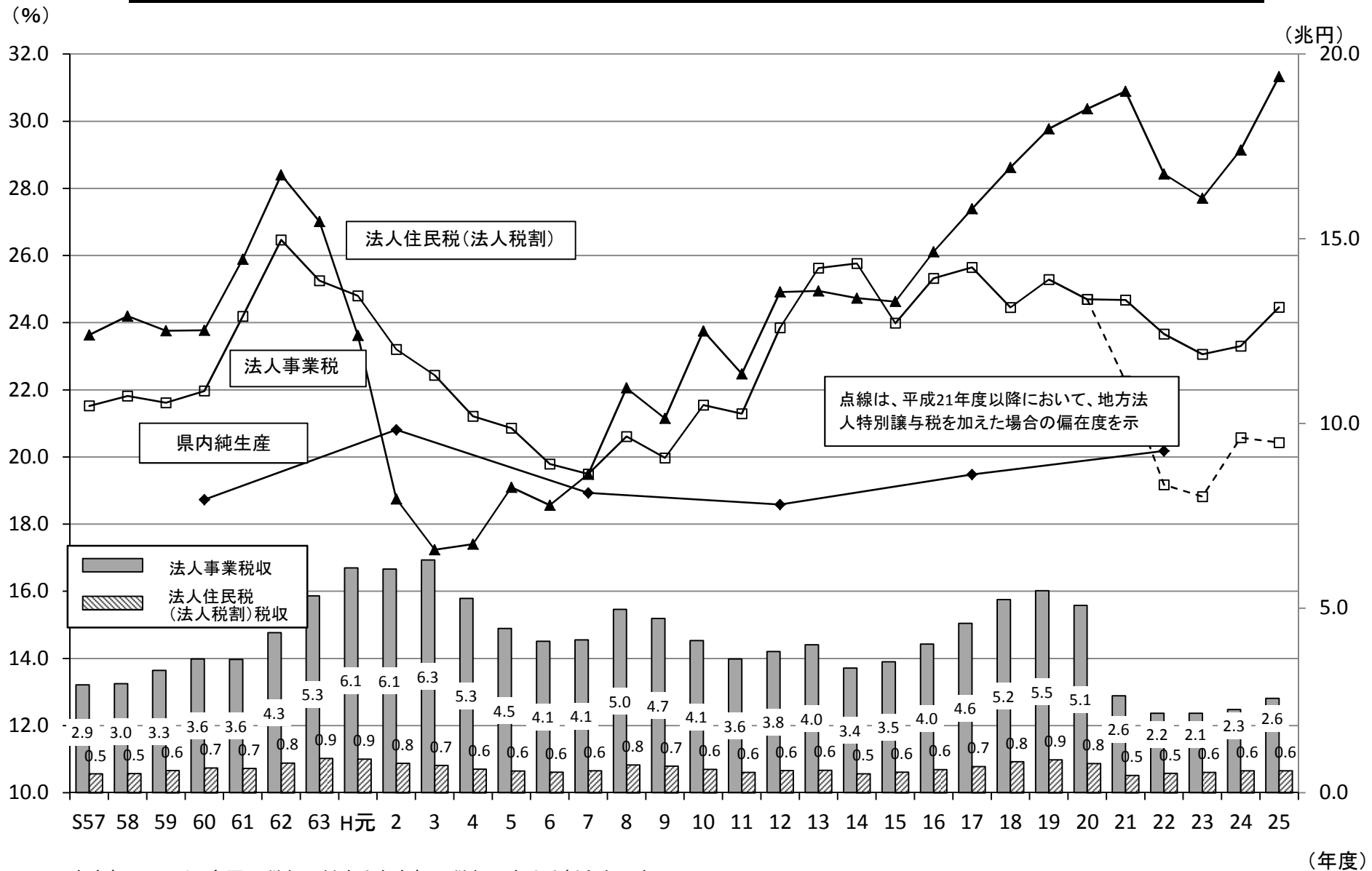
※1 ジニ係数は、人口1人当たり税収額を基に次の算式により算出。  $ジニ係数 = [共分散 \times 2] / [都道府県数 \times 平均値]$

※2 税収は各年度の決算値であり、超過課税分を含まない。また、「法人住民税(法人税割)」は、東京都が徴収する特別区分を含まない。

※3 「県内純生産」は、内閣府「県民経済計算年報」に示された「産業」「政府サービス生産者」及び「対家計民間非営利サービス生産者」以外のものの県内要素所得を基に算出。

※4 人口は、各年度末(平成25年度は平成26年1月1日現在)の住民基本台帳人口による。

# 法人事業税、法人住民税(法人税割)の偏在度(東京都シェア)の推移<都道府県分>



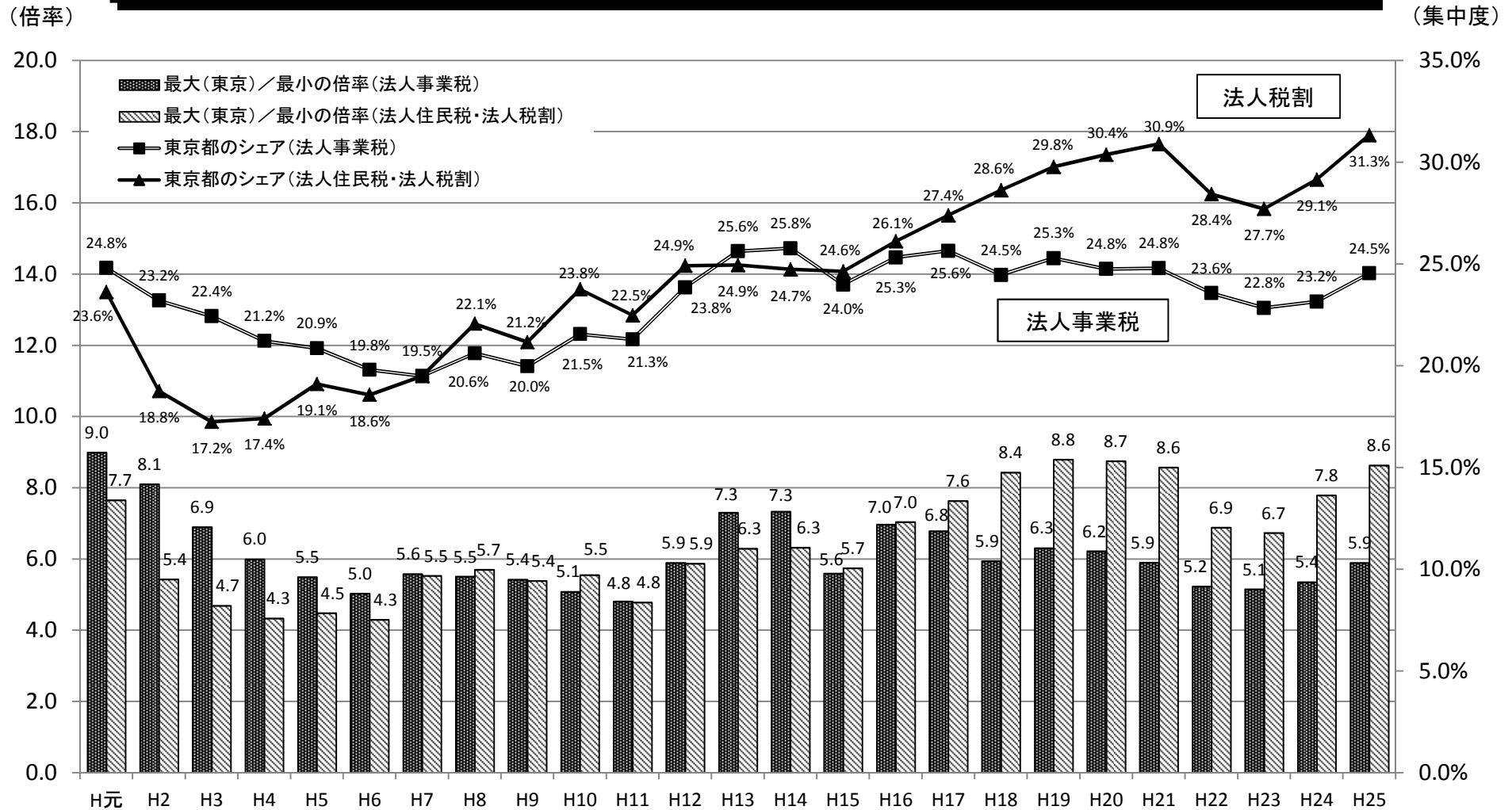
※1 東京都シェアは、全国の税収に対する東京都の税収の占める割合を示す。

※2 税収は各年度の決算値であり、超過課税分を含まない。また、「法人住民税(法人税割)」は、東京都が徴収する特別区分を含まない。

※3 「県内純生産」は、内閣府「県民経済計算年報」に示された「産業」(「政府サービス生産者」及び「対家計民間非営利サービス生産者」以外のもの)の県内要素所得を基に算出。



## 地方法人二税(都道府県分)の偏在度の推移



※ 法人税割の東京都の収入は、東京都が徴収する特別区分を含まない。

※ 各年度とも決算値であり、地方法人特別税の税収を加算している。また超過課税分を含まない。

※ 「最大(東京)／最小の倍率」は、各都道府県の人口1人当たり税収額の最大値(東京)を最小値で割った数値である。

※ 人口は、各年度末(平成25年度は平成26年1月1日現在)の住民基本台帳人口による。

(年度)

# 関係団体からの意見

## 地方法人課税の偏在是正についての地方3団体の意見(抜粋)

### 【全国知事会「地方税財源の確保・充実等に関する提言」(平成27年7月)】

- 税制抜本改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税のあり方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずるべきである。

なお、地方法人課税のあり方の見直しにあたっては、法人が地方団体の行政サービスの提供を受けていること、地方法人課税が地方団体にとって企業誘致等による税源涵養のインセンティブになっている面もあることなどを踏まえ、今後の地方法人課税のあるべき全体像を見据えた検討が必要である。

- 消費税・地方消費税の10%への引上げの際には、法人住民税法人税割の交付税原資化をさらに進めるなど、引き続き偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を図るとともに、偏在是正により生ずる財源については確実に地方財政計画に計上し、実効性のある偏在是正措置とすべきである。

### 【全国市長会「平成28年度都市税制改正に関する意見」(平成27年8月)】

- 都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

- 消費税率(国・地方)10%段階で法人住民税法人税割の交付税原資化を更に進めるに当たっては、都市自治体の意見を十分に踏まえること。企業誘致や地域の産業経済活性化のための様々な施策を通じて税源涵養を図っている都市自治体の努力が損なわれることのないよう十分配慮すること。

法人住民税法人税割の交付税原資化については、地方消費税の引上げに伴う地方団体間の財政力格差を是正するために創設されたものであり、これを地方一般財源の不足に対する確保策としないこと。

### 【全国町村会「平成28年度政府予算編成及び施策に関する要望」(平成27年7月)】

- 町村が、自主性・主体性を発揮し地方創生を着実に進めていくとともに、地域の実情に応じた社会保障サービス、住民の命を守る防災・減災対策等を実施するためには、地方の社会保障財源の安定的確保、税源配分のあり方の見直しと偏在性の少ない安定的な地方税体系の構築、地方交付税総額の確保など、地方の自主財源の大幅な拡充による町村財政基盤の強化が不可欠である。

- 地方税は地域偏在性の少ない税目構成とし、地方交付税の原資は地域偏在性の比較的大きな税目構成とすること。

- 地方法人課税に関する検討にあたっては、法人市町村民税が、地域社会の費用について、その構成員である法人にも幅広く負担を求めるために課税するものであること、企業誘致等の税源かん養のインセンティブとなっていること等を踏まえ、個別町村において行政サービスの低下を招かないよう慎重に行うこと。

## 地方法人課税の偏在是正についての地方団体の意見(抜粋)

### 【茨城県「平成28年度国の施策及び予算に関する提案・要望(春)」(平成27年6月)】

- 法人住民税の交付税原資化についても、地方の財政運営に影響を与えることから、今後の在り方について引き続き議論し、地方分権改革に資する地方法人課税とすること。

### 【山形県「平成28年度政府の施策等に対する提案」(平成27年6月)】

- 地方法人課税のあり方について、法人住民税法人税割の交付税原資化をさらに進めるなど、引き続き税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

### 【栃木県「平成28年度国の施策等に関する提案・要望」(平成27年6月)】

- 地域間の税源偏在の是正に当たっては、法人住民税法人税割の一部が地方交付税原資となったが、引き続き、偏在性が少なく安定的な地方税体系の構築に努めること。

### 【埼玉県「平成28年度国の施策に対する提案・要望」(平成27年6月)】

- 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の見直し並びに法人県民税の一部の交付税原資化については、地域間の税源の偏在性が小さく安定的な地方税体系の構築が図られるよう検討すること。

### 【東京都「地方税財政に関する東京都の主張」(平成27年9月)】

- 不合理な偏在是正措置は、応益性の原則に反し、地方創生の理念とも逆行するなど、多くの問題がある制度であることから、直ちに撤廃し、地方税に復元すべきである。ましてや、新たな偏在是正措置は導入すべきではない。
- 地方自治体間の「財源の水平調整」にすぎない不合理な偏在是正措置は、地方が抱える巨額の財源不足の解決にはつながらない。地方分権の観点から、地方が自らの権限と財源においてその役割を果たせるよう、総体としての地方税財源を拡充することこそ、目指すべき方向性。
- 人口減少問題を克服し、日本全体を持続的発展へ導くためには、地域の強みを伸ばすとともに、課題解決を進めることが必要。更に、地域間でヒト・モノ・カネを奪い合うのではなく、互いの結びつきを強化することで、共存共栄の関係を構築していくことが必要。

## 地方法人課税の偏在是正についての地方団体の意見(抜粋)

### 【神奈川県「平成28年度国の施策・制度・予算に関する提案」(平成27年6月)】

- 地域間の税収格差の是正は、本来、国の責任において地方税財源を拡充する中で行うべきである。地方法人税及び地方法人特別税は、地方税の一部を国税化してこれを行っており、地方分権に反し極めて不適切であることから、速やかに地方税に復元すること。

### 【富山県「平成28年度富山県の重点事業」(平成27年6月)】

- 法人住民税法人税割の交付税原資化をさらに進めるなど、引き続き、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を図るとともに、偏在是正により生じる財源については確実に地方財政計画に計上し、実効性のある偏在是正措置とすること。

なお、地方法人特別税・譲与税制度の廃止等にあたっては、他の偏在是正措置と同時に実施すること。

### 【福井県「平成28年度重点提案・要望書」(平成27年6月)】

- 消費税率10%段階において地方法人特別税・譲与税を廃止し、法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進めるとともに、新たな偏在是正策を講じる際には、財政力の弱い地方自治体が減収とならないよう制度設計すること。

### 【愛知県「平成28年度国の施策・取組に対する愛知県からの要請」(平成27年7月)】

- 地方法人特別税・譲与税は、受益と負担の原則に反し、地方分権改革の流れに逆行するものであり、企業誘致、地域経済活性化へのインセンティブを損なうものであることから、確実に撤廃して法人事業税に復元すべきである。また、地方法人税は、法人事業税の一部国税化と同様に、地方分権改革の流れに逆行するものであることから、これを撤廃すべきである。

## 地方法人課税の偏在是正についての地方団体の意見(抜粋)

### 【島根県「提案・要望書」(平成27年6月)】

- 地方間で格差が生じないように、地域の実情に沿って、恒常的で十分な財政調整の仕組みを設けること。特に、地方法人税の交付税原資化にあたっては、偏在是正により生じる財源を活用して地方財政計画に所要の歳出を計上するとともに、地方交付税の算定については財政力の弱い団体に配慮した方法とすること。

### 【熊本県「国の施策等に関する提案」(平成27年6月)】

- 平成29年4月からの消費税・地方消費税の引上げに際しては、法人住民税法人税割の交付税原資化を更に進めるなど、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を図っていただきたい。

### 【鹿児島県「平成28年度政府等の予算編成等に関する提案事項」(平成27年7月)】

- 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税は、与党の平成26年度及び平成27年度税制改正大綱において、消費税率10%の段階で廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行うこととされ、平成28年度以後の税制改正において具体的な結論を得るとされているが、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として、偏在性の小さい地方税体系の構築を進めるために創設され、相応の効果を上げていることから、慎重に議論を行い、地域間の税源偏在の是正の方策を的確に講ずることなく見直しを行わないこと。

## 地方法人課税の偏在是正についての地方団体の意見(抜粋)

### 【横浜市「国の制度及び予算に関する提案・要望書」(平成27年6月)】

- 地方税を一部国税化して、地方間の税収の調整を行うものとして、平成26年10月に導入された地方法人税については、受益と負担の関係に反し、真の分権型社会の実現の趣旨にも反することから、速やかに撤廃し、地方税である法人住民税に復元すべきです。

### 【名古屋市「平成28年度国の施策及び予算に関する重点事項の提案」(平成27年7月)】

- 地方公共団体間の財政力格差の是正については、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うこと。地方法人税は単なる地方間の税収の再配分となる制度であり、速やかに撤廃し、法人住民税へ復元すること。

### 【大阪市「平成28年度国の施策・予算に関する提案・要望」(平成27年6月)】

- 地方公共団体間の財政力格差の是正については、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うこととし、法人市民税の一部を国税化して創設された地方法人税は、受益と負担の関係に反しているため、速やかに撤廃し、法人市民税へ復元すべきである。

※一般的に、税源の偏在性が少なく、安定的な地方税体系の構築を求める旨の意見については、省略している。

## 地方法人課税の偏在是正についての経済団体の意見(抜粋)

### 【日本経済団体連合会「平成28年度税制改正に関する提言」(平成27年9月)】

- 地方法人課税、とりわけ法人所得課税は地域間の偏在性が大きく、税収も不安定で基幹的な地方税としては不適切であるばかりか、近年の改正で地方法人特別税や地方法人税が創設されるなど、より複雑化している。超過課税も負担が法人に偏っている。地方法人課税の見直しにもかかわらず、現行の自治体の区分を前提とする以上は、一部の自治体を除き、財源不足の解消の見込みはなく、税収の再配分により、格差を是正する以外の道はない。応益性を徹底すればするほど、人口が多くサービスが充実している東京等大都市圏に税収は集中し、地域間格差は助長される。このため、地方法人課税の見直しにあたっては、単なる財源確保の観点からではなく、法人の負担水準のあり方も含め地方税全体の見直しを行うべきである。
- 国・地方全体の税体系の見直しを行い、地方の法人所得に対する課税部分については、国税の法人税に統合し、交付税等により適切に配分するとともに、国際的イコールフットイングを踏まえ、段階的に税率引き下げを行うことが、偏在是正、税制の簡素化の観点から望ましい。

### 【日本商工会議所「平成28年度税制改正に関する意見」(平成27年9月)】

- 地方税は、安定的かつ偏在性の少ない税源が望ましく、景気による税収変動や地域の偏在性の大きい、地方法人二税に過度に依存している状況は是正すべきである。平成26年度税制改正において、地方法人二税の偏在是正ため法人住民税の一部を国税化し地方交付税の財源化とされたところであるが、国際競争力強化の観点から、地方法人二税を国に税源移譲し、法人課税は国として引き下げていくべきである。

### 【日本労働組合総連合会「政策・制度 要求と提言」(平成27年6月)】

- 地方分権に逆行する地方法人特別譲与税および地方法人税の仕組みを廃止する。

### 【関西経済連合会「2016(平成28)年度税制改正に対する要望」(平成27年9月)】

- 現在の地方税、特に地方法人二税(法人事業税・法人住民税)の税収については、わが国全体の約25%にもものぼる額が東京都に集中している。従って、地方が自らの個性と資源を活用した施策をしっかりと実現できるよう、地方法人二税の段階的な国税化および人口や従業者数による地方への再配分、地方消費税の清算基準の見直し(人口基準の比率を高める、高齢者人口も勘案して配分する等)等による、税収偏在の是正を行うべきである。



2015年9月8日

一般社団法人 日本経済団体連合会

## I. はじめに

- ・ 企業の活動は着実に経済の好循環に寄与。経常利益、設備投資、賃金、法人・所得税収も増大傾向
- ・ さらなる収益力強化や生産性向上等を支援する税制改正を通じて、新たな成長機会の創出に取り組む企業を支援。昨年度決定した成長志向の法人税改革の枠組みを踏まえつつ、改革を加速すべき
- ・ 財政健全化に向け、骨太方針2015の経済・財政一体改革のもと、まずは今後3年間経済再生・歳出改革に集中的に取り組み、消費税率10%へ着実に引き上げる環境を実現
- ・ 経済界としても、民主導のイノベーションを通じ投資の増大、雇用・賃金の改善につながる経済の好循環を創り出すべく、積極的に取り組む

## II. 消費税について

- ・ 需要減・反動減対策を万全にしつつ、平成29年4月に予定通り消費税率10%へと引き上げ
- ・ 複数税率の導入に反対、EU型インボイス方式は事業者には過大な事務負担、低所得者対策としては当面は簡素な給付措置を実施

## III. 平成28年度税制改正に関する提言

## 1. 法人課税の抜本改革の継続

## 法人税改革

- ・ 成長志向の法人税改革を基本的に評価、できるだけ早期に20%台を実現
- ・ 平成28年度税制改正においては、経済の状況や設備投資への影響を勘案し、企業の負担が実質的に増加しないよう配慮しつつ、法人税改革を継続
- ・ 将来的には OECD 諸国平均、競合するアジア近隣諸国並みの25%へ引き下げ

## 研究開発税制の維持・拡充

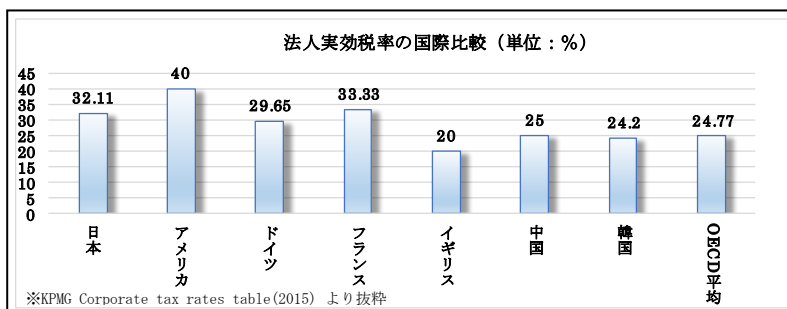
- ・ 引き続き諸外国をリードする水準で研究開発を推進するためにも、税制の維持・拡充は不可欠
- ・ 総額型の維持・拡充は非常に重要、本則化すべき

## 減価償却制度

- ・ 見直しについては慎重に検討

## 外形標準課税のさらなる見直し

- ・ さらなる拡大は安易にすべきではない。少なくとも、平成27・28年度の拡大の影響を十分に精査



## 日本再興戦略の実現に向けた税制措置の新設

- ・ 役員報酬等に係る税務上の取り扱いの見直し a)損金算入要件、b)株式報酬、c)D&O 保険の取り扱いの見直し等(信託を含む)
- ・ 事業再編の促進に資する LLC に係るパススルー課税の整備等

## 地方法人課税の改革

- ・ 地方法人所得課税の偏在是正、地方法人所得課税の国税化、段階的に税率引き下げ
- ・ 地方法人課税の簡素化(付加価値割の計算の簡素化、事業所税と他の税目との統合)
- ・ 償却資産に係る固定資産税(特に機械装置)は諸外国でも稀。わが国でも廃止を含めた抜本的な見直しが必要  
設備投資促進の観点から機械装置の新規取得分の課税を縮減・廃止。あわせて残存価額の廃止

## 国際課税

## ① BEPS プロジェクトの成果を踏まえた国内法制上の対応

- 移転価格文書化への対応(行動13)…十分な準備期間、マスターファイルの円滑な取り扱い、文書作成・提出の遅延等に対する罰則の免除
- 移転価格税制(行動8~10)…無形資産の定義の明確化
- CFC 税制の見直し(行動3)…制度の抜本の見直しの必要性に係る慎重な検討、英国の法人税率引き下げへの対応、航空機等のリースに係る適用除外基準の見直し、海外における組織再編への対応
- 利子税制(行動4)…適切な利子控除限度額の水準の設定
- タックス・プランニングの報告義務化(行動12)について慎重な検討

## ② 租税条約

- BEPS プロジェクトを踏まえた対応
  - ・ 過度に厳格な特典制限条項の除外、各国の執行の安定性の確保(行動6)
  - ・ PE 認定に関する明確なガイドラインと一貫した執行(行動7)
  - ・ 相互協議の改善、紛争解決の成果物の共有(行動14、15)
- 租税条約について中、印、タイ等との改定交渉、台湾、ミャンマー、チリ等との締結交渉の推進

## ③ その他、国際課税に関する課題

- ・ 内国法人の国外支店が国外事業者から受ける役務提供等に係るリバースチャージ方式の課税対象の見直し

その他法人課税…異常危険準備金における特例積立率の特例の延長・拡充、産業競争力強化法に係る登録免許税の軽減措置の延長、国際船舶に係る登録免許税の特例措置の延長・拡充、印紙税の見直し、番号制度への円滑な移行(顧客に交付する支払通知書及び特定口座年間取引報告書における「個人番号」の削除)、留保金課税の廃止、原料用途免税の本則非課税化

## 2. 自動車関係諸税の簡素化・負担軽減

- ・ 消費税率10%段階における自動車関係諸税の簡素化・負担軽減実現
  - ・ 諸外国と比べてとりわけ過重な自動車税の税率引き下げ
  - ・ 自動車重量税につき、まずは「当分の間税率」を廃止
  - ・ 消費税10%時点で自動車取得税を確実に廃止
- ・ 自動車税・軽自動車税の環境性能課税の先行決着に反対
- ・ 自動車税・軽自動車税のグリーン化特例の延長

## 3. 住宅・土地・都市税制

- ・ 消費税率10%の引き上げを見据え、負担を増加させない措置を実施
- ・ 新築住宅に係る固定資産税の軽減特例の延長
- ・ 居住用住宅の買い換え特例の延長
- ・ 住宅及び住宅用土地の取得に係る不動産取得税の特例の延長

## 4. 環境・資源・エネルギー関係諸税

- ・ 森林吸収源対策や生態系保全に係る新税創設に反対、一般財源で措置
- ・ 地球温暖化対策税を廃止すべき、また、同税の3段階目の税率引き上げ、使途拡大に反対
- ・ 石油関係諸税の負担軽減
- ・ 海外投資等損失準備金制度、減耗控除制度の延長・拡充

## 5. 年金税制

- ・ 確定拠出年金の制度の改善、確定給付企業年金における掛金拠出の弾力化
- ・ 退職年金等積立金に係る特別法人税の廃止

## 6. 個人所得課税

- ・ 若年層・子育て世代の活力維持、女性の活躍推進への配慮
- ・ NISA 及びジュニア NISA の恒久化、拡充・簡素化、上場株式等の相続税評価額等の見直し
- ・ 金融所得課税の一元化
- ・ 生命保険料控除制度の拡充

# 平成 28 年度税制改正に関する提言

2015 年 9 月 8 日

一般社団法人 日本経済団体連合会



# 目次

I. はじめに	1
II. 消費税について	1
1. 2017年4月の消費税率10%への着実な引き上げ	1
2. 複数税率の導入について	2
3. その他	2
III. 平成28年度税制改正に関する提言	3
1. 法人課税の抜本改革の継続	3
(1) 法人税改革	3
① 法人実効税率の引き下げ	3
② 法人実効税率の引き下げを踏まえた各種税制措置の考え方	3
(2) 日本再興戦略の実現に向けた税制措置の新設	5
① 役員報酬等に係る税務上の取り扱いの見直し	5
② 事業再編の促進に資するLLCに係るパススルー課税の整備等	6
(3) 地方法人課税の改革	6
① 地方法人課税の偏在是正への対応・国税化	6
② 地方法人課税の簡素化	7
③ 法人事業税・法人住民税における分割基準の見直しへの対応	7
④ 償却資産に係る固定資産税の抜本的な見直し	7
(4) 国際課税	8
① BEPS (Base Erosion and Profit Shifting: 税源浸食と利益移転) プロジェクトの成果を踏まえた国内法制上の対応	8
② 租税条約	12
③ その他、国際課税に関する課題	13
(5) その他、法人課税に係る項目	14
① 異常危険準備金における特例積立率の特例の延長・拡充	14
② 産業競争力強化法に係る登録免許税の軽減措置の延長	14
③ 国際船舶に係る登録免許税の軽減措置の延長・拡充	14
④ 印紙税の見直し	14
⑤ 当初申告要件の見直し	15
⑥ 番号制度への円滑な移行に伴う税務分野での所要の措置	15
⑦ 帳簿保存の電子化に係る取り組みのさらなる進展	15
⑧ 特定同族会社の留保金課税の廃止	15
⑨ 欠損金の繰越期間の延長、繰り戻し還付	15
⑩ 受取配当益金不算入制度における負債利子控除の廃止	15

⑪ 放送ネットワーク災害対策促進税制の延長 .....	16
⑫ 原料用途免税の本則非課税化 .....	16
⑬ 復興・防災に係る税制上の支援の継続 .....	16
2. 自動車関係諸税の簡素化・負担軽減 .....	16
3. 住宅・土地・都市税制 .....	17
(1) 租税特別措置の延長・拡充 .....	17
(2) 地価税・土地譲渡益重課制度の廃止 .....	17
4. 環境・資源・エネルギー関係諸税 .....	17
(1) 森林吸収源対策や生態系保全に係る新税創設に反対 .....	17
(2) 地球温暖化対策税の抜本的な見直し .....	18
(3) 石油関係諸税の負担軽減 .....	18
(4) 海外投資等損失準備金制度、減耗控除制度の延長・拡充 .....	18
(5) 金属鉱業等鉱害防止準備金制度の延長 .....	19
5. 年金税制 .....	19
6. 個人所得課税 .....	19
(1) 個人所得控除の適正化 .....	19
(2) 金融・証券・保険税制 .....	19
① NISA 及びジュニア NISA の恒久化、拡充及び簡素化 .....	19
② 上場株式等の相続税評価額等の見直し .....	20
③ 金融所得課税のさらなる一元化の検討 .....	20
④ 生命保険料控除制度の拡充 .....	20

## **I. はじめに**

アベノミクスのもと、積極経営に転じつつある企業の活動は着実に経済の好循環に寄与している。

財務省の法人企業統計によれば、経常利益は 14 四半期連続で増加しており、2014 年度は 60 兆円の大台を突破し、約 65 兆円となった。また、2014 年度の設備投資は全産業で前年度比 7.8%増（製造業で 6.8%増、非製造業で 8.3%増）となっており、今年度も引き続き高い水準の設備投資が計画されている。さらに、2015 年の春季労使交渉賃上げ率（経団連調査）では、前年比で大手企業において 2.52%増、中小企業において 1.87%増となっている。2014 年度の法人税収の実績は前年度比 5.1%増という高い伸びになった。経済の好循環による企業収益の向上は雇用・賃金の改善や株価の上昇に結びつき、結果として個人の所得税収の増大にも好影響を与える。

そこで、さらなる収益力強化や生産性向上等を支援する税制改正を通じて、新たな成長機会の創出に取り組む企業を支援していくことが、デフレからの脱却、経済再生につながるものと確信する。昨年度決定した成長志向の法人税改革の枠組みを踏まえつつ、より改革を加速すべきである。

他方、国の財政状況は、2015 年度末に国・地方をあわせた長期債務残高が約 1,035 兆円超、対 GDP 比 205%と主要先進国で最悪の水準となる見込みである。財政健全化に向けて、骨太方針 2015 に掲げた経済・財政一体改革のもと、まずは今後 3 年間経済再生・歳出改革に集中的に取り組みつつ、消費税率 10%へ着実に引き上げる環境を実現すべきである。

法人税改革や経済再生を図ることにより、国の経済が活性化するとともに、国家財政が安定化すれば、わが国企業の国際競争力の強化や個人の所得や生活の安定感の向上にもつながることになる。経済界としても、これらの目標を念頭において、民主導のイノベーションを通じて、企業業績の向上や投資の拡大、雇用・賃金の改善につながる経済の好循環を創り出すべく、引き続き積極的に取り組みを進めていく。

## **II. 消費税について**

### **1. 2017 年 4 月の消費税率 10%への着実な引き上げ**

財政の健全化や社会保障制度の持続可能性の確保、安定した成長基盤の創出のためには、消費税率の引き上げが不可欠である。需要減・反動減対策を万全にしつつ、2017 年 4 月に予定通り着実に消費税率 10%へと引き上げるべきである。

## 2. 複数税率の導入について

消費税の軽減税率（複数税率）制度については、平成 27 年度与党税制改正大綱において「関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率 10%時に導入する。平成 29 年度からの導入を目指して、対象品目、区分経理、安定財源等について、早急に具体的な検討を進める。」とされている。現在、与党において具体的な対象品目や区分経理、安定財源について検討しており、本年 5 月に、代表的な例として、「酒類を除く飲食料品」、「生鮮食品」、「精米」を対象とする場合の具体案と課題が整理・公表された。

この点、以下の理由により、単一税率を維持すべきであり、複数税率の導入には反対である。

複数税率の導入によって、標準税率が 10%で実感できる程度の差をつければ、大幅な税収の減少を招き、社会保障制度の持続可能性を損なう。一方で、税収を補うために標準税率をさらに高くすることは、国民の理解を得られない。さらに、対象品目の線引きが困難であり、課税の中立性が損なわれること、高額所得者にも複数税率の恩恵が及ぶため低所得者対策としても不十分であること、商品毎に税率を区分記載・確認するため、徴税側・納税側の事務負担が増加すること等の問題がある。

さらに、「酒類を除く飲食料品」「生鮮食品」において、EU 型インボイス方式の導入が必須とされているが、飲食料品を取り扱う事業者に限らず、全ての事業者に対して消費税の納税方法の変更を強いるものであり、広範囲に影響をおよぼす。また、B to C 取引の事業者を含む数百万の免税事業者が取引から排除されるおそれがある等、中小・零細事業者に過度な事務負担を強いることになる。

低所得者対策としては、社会保障・税一体改革による給付と負担の全体像を踏まえつつ、当面の間は、簡素な給付措置を実施すべきである。

## 3. その他

消費税の仕入税額控除制度については、95%ルール of 廃止の見直しや事業者の事務負担軽減策を検討すべきである。

福祉車両や損害保険料など仕入税額控除ができない非課税取引については、消費税率の引き上げに伴い、転嫁の難しさにより事業者の負担が拡大するとともに、業務の内製化を志向させる税の中立性の課題（セルフ・サプライ・バイアス）を拡大させることから、一定の配慮をすべきである。

消費税率の 10%への引き上げの際には、長期保守契約における事業者の負担等、8%への引き上げ時に生じた課題を踏まえた上で、必要な対応を図るべきである。また、酒税などの個別間接税との関係を整理する必要がある。

### Ⅲ. 平成 28 年度税制改正に関する提言

#### 1. 法人課税の抜本改革の継続

##### (1) 法人税改革

###### ① 法人実効税率の引き下げ

経団連はこれまで、日本の立地競争力を高め、対日直接投資を促進し、経済活性化を図るため、法人実効税率を国際的に遜色ない水準に引き下げることを長年主張してきた。この点、平成 27 年度の税制改正において、「成長志向に重点を置いた法人税改革」の枠組みが定められ、「課税ベースの拡大等により財源を確保しつつ、経済の好循環の実現を力強く後押しするために先行減税を行い、法人実効税率について、27 年度▲2.51%・28 年度▲3.29%の引下げを決定」するとともに、「28 年度改正においても、課税ベースの拡大等により財源を確保して、28 年度における税率引下げ幅の更なる上乘せを図る（▲3.29%+ $\alpha$ ）。さらに、その後の年度の税制改正においても、法人実効税率を 20%台まで引き下げることを目指して、改革を継続する。」ことが示された。

また、6 月に閣議決定された骨太の方針及び日本再興戦略改訂版においても、「現在進めている成長志向の法人税改革をできるだけ早期に完了する」ことが明記されている。

これらの方針により、法人実効税率の 20%台への引き下げの道筋が具体的に示されたことは基本的には評価できる。日本の立地競争力を高め、対日直接投資を促進し、経済活性化を図るため、法人実効税率のさらなる引き下げを図り、できるだけ早期に 20%台を実現することが重要である。28 年度改正においては、経済の状況や設備投資への影響を勘案し、企業の負担が実質的に増加することがないように配慮して、法人税改革を進めていくことが必要である。引き下げにおける課税ベースの拡大については、下記②の考えを踏まえて検討すべきである。

その上で、今後とも、法人実効税率の引き下げに不断に取り組み、将来的に OECD 諸国平均、また、競合するアジア近隣諸国並みの 25%へと引き下げるべきである。

###### ② 法人実効税率の引き下げを踏まえた各種税制措置の考え方

###### a) 研究開発税制の維持・拡充

平成 27 年度の税制改正では、研究開発税制の総額型について、期限の定めのないかたちで 25%の税額控除が認められるとともに、オープンイノベーション型の特別試験研究費について総額型とは別枠で 5%の税額控除が認められることとなった。



研究開発は、わが国が科学技術イノベーション立国として、常に技術革新を生み出し、今後も世界経済をリードする存在であるために不可欠のものである。イノベーションは、わが国が産み出す付加価値の源泉であり、わが国の GDP の増大をもたらすものである。イノベーションによる生産性の向上は少子高齢化が進むわが国にとって、持続的に経済成長できる道筋を歩むために不可欠な手段であり、財政赤字も抱えるわが国経済が縮小均衡に陥らないために、極めて重要な要素となる。

また、日本再興戦略改訂版で強調されている「イノベーション・ナショナルシステム」において、企業は民の立場から研究開発を強力に推進する役割を担っている。わが国では、組織別研究費負担割合において民間企業の占める割合が80.5%と、他国（英国：51.4%、ドイツ：66.0%、米国：65.4%等）に比べ非常に高い。大学における産学連携や研究開発体制の充実と並行して、引き続き民間が主体となって、研究開発投資をリードしていくことが必要である。

そのため、引き続き、諸外国をリードする水準で研究開発を推進するためにも、研究開発税制の維持・拡充は不可欠であり、縮小には反対である。法人実効税率との関係においても、諸外国では法人税率を引き下げ一方、産業競争力強化の必要性から、研究開発税制の継続・深掘りを実施していることを十分に勘案する必要がある。法人実効税率と研究開発税制が二者択一であるかのような議論はすべきではない。

むしろ、研究開発税制は制度全体を維持・拡充すべきである。また、継続的に研究開発を支援する観点からいえば、とりわけ総額型の維持・拡充は非常に重要であり、本則化すべきである。

なお、欧州諸国においては近年、知的財産権に起因する所得について低税率又は所得控除を適用する、いわゆるパテントボックス税制が導入されている。パテントボックス税制は BEPS 行動5で検討対象となったが、その後、英独の国際的な合意を踏まえて、許容されるパテントボックス税制の枠組みが示されたという点に注目すべきである。未導入の米国でも、議会において検討の動きがある。わが国の研究開発拠点としての立地競争力を維持・強化するためにも、当該制度の創設に向け具体的に検討を進めるべきである。

旧公益法人から移行した一般社団・財団法人の学術研究用資産については、研究開発法人の機能強化の観点から、固定資産税を非課税とすべきである。

#### b) 減価償却制度

アベノミクスのもと、今後とも経済の好循環を実現させるためには、設備投資

の持続的な増大が不可欠である。この点、減価償却による投資コストの回収は企業の競争力に大きな影響を与えることから、定率法の廃止は新規設備投資を抑制する恐れがある。あわせて、これまで経済の活性化と国際競争力におけるイコルフットィングの観点から平成19年度改正において定率法が見直された経緯も十分に踏まえるべきである。この点を踏まえ、減価償却制度の見直しについては、慎重に検討することが必要である。

#### c) 外形標準課税のさらなる見直し

外形標準課税については、平成27年度税制改正により、資本金1億円超の法人について、法人事業税（地方法人特別税含む）の1/4に導入されている外形標準課税を平成27年度から2年間で1/2に拡大する措置がなされた。

法人実効税率のさらなる引き下げに向けて、平成27年度の与党税制改正大綱では外形標準課税の拡大が今後の検討課題の一つとしてあげられているが、業績が回復途上にある企業の税負担が重くなるなどのデメリットがあり、さらなる拡大は安易にすべきではない。少なくとも、平成27年度、平成28年度の2段階の拡大の結果を踏まえ、影響を十分に精査した上でなければ、検討することは難しい課題であると考えられる。

## (2) 日本再興戦略の実現に向けた税制措置の新設

### ① 役員報酬等に係る税務上の取り扱いの見直し

改正会社法が施行され、また、コーポレートガバナンスコードの適用が開始されたこと、さらに、日本再興戦略の記述を踏まえ、中長期の企業価値創造を引き出すためのインセンティブを経営陣に付与できるよう、役員給与に係る税務上の取り扱いについて、信託の活用によるものを含め、次の見直しを行うべきである。

- a) 役員給与の損金算入要件を見直すこと（定期同額給与等について硬直的な要件を見直すことや、現行の利益連動給与の規定を見直し、中長期の様々な企業業績に係る指標を参照する株式報酬を含む業績連動型役員給与に損金算入を認めること、持株会社を含め、企業グループの形態に中立的な制度とすべく、非同族会社要件を改めること、また、開示要件を見直すこと等）
- b) 報酬債権を現物出資することによる、いわゆる株式報酬の課税関係を明確化すること
- c) 会社役員賠償責任保険（D&O保険）において、適切な手続をとったうえで、保険料の全額を会社負担とすることにつき、会社法上適法とする考えが政府

から示されたことに対応し、所得税法上、所要の措置を講ずること

## ② 事業再編の促進に資する LLC に係るパススルー課税の整備等

日本再興戦略と関連し、一部の業界では、産業競争力強化法やグローバルベンチマーク等を踏まえ、事業再編も視野に入れた産業競争力強化策が推奨されている。この点、企業間の円滑な事業再編をより一層促進すべく LLC(合同会社)におけるパススルー課税の整備等、所要の措置をすべきである。

また、連結納税制度や組織再編税制について不断の検証を行うとともに、必要な見直しを行うべきである。組織再編税制については、米国の制度(例:タックスフリー・スピノフが可能)も参考になると考えられる。

## (3) 地方法人課税の改革

国・地方を合わせた法人関係の税収のうち、地方税収(地方法人特別税を含む)の占める割合は約4割、また法人実効税率のうち、地方分は約3割を占めている。そのため、日本の立地競争力を高め、対日直接投資を促進し、経済活性化を図るためには、国税だけではなく、地方法人課税の改革が不可欠である。

### ① 地方法人課税の偏在是正への対応・国税化

経済の好循環を継続させ高い経済成長を実現するためには、アベノミクスの構造改革の成果を全国津々浦々に波及させ、地方経済を活性化することが不可欠であり、安倍政権においても「地方創生」を最重要課題として取り組んでいる。

そのためには安定した地方歳入の確保が欠かせないが、地方法人課税、とりわけ法人所得課税は地域間の偏在性が大きく、税収も不安定で基幹的な地方税としては不適切であるばかりか、近年の改正で地方法人特別税や地方法人税が創設されるなど、より複雑化している。超過課税も負担が法人に偏っている。地方法人課税の見直しにもかかわらず、現行の自治体の区分を前提とする以上は、一部の自治体を除き、財源不足の解消の見込みはなく、税収の再配分により、格差を是正する以外の道はない。応益性を徹底すればするほど、人口が多くサービスが充実している東京等大都市圏に税収は集中し、地域間格差は助長される。このため、地方法人課税の見直しにあたっては、単なる財源確保の観点からではなく、法人の負担水準のあり方も含め地方税全体の見直しを行うべきである。また、国・地方全体の税体系の見直しを行い、地方の法人所得に対する課税部分については、国税の法人税に統合し、交付税等により適切に配分するとともに、国際的イコールフットィングを踏まえ、段階的に税率引き下げを行うことが、偏在是正、

税制の簡素化の観点から望ましい。

## ② 地方法人課税の簡素化

地方法人課税は、税目やその課税ベースが多様である上に、申告書類が多く、計算が複雑である。例えば、外形標準課税の付加価値割の報酬給与額や賃借料の計算については、労働者派遣や出向者、福利厚生費用などについて会計上の基準とのズレが大きく計算が煩雑であるとともに、賃借料に係る明細書等での貸/借主の「住所」の記載が求められるなど様式が複雑になっている。

また税率の異なる都道府県、市町村毎に申告・納付を要することから、特に全国に展開している法人にとっては、納税に係る事務負担が大きい。

地方法人課税については抜本的な簡素化が不可欠であり、事業者の事務負担を軽減する観点から、申告書類の削減、申告の電子化徹底、フォーマットの統一、自治体毎の税率の一覧性向上等の見直しを進めるべきである。さらに、番号制度を活用し、本店が所在する都道府県等への地方税の一括納付を可能とするシステムについても、導入を検討すべきである。同様に、地方法人課税、とりわけ、法人住民税（法人税割）と法人事業税（所得割）について、企業の事務負担の軽減を図る観点から、連結納税制度の導入の可能性を検討すべきである。

事業所税の従業者割は法人事業税付加価値割や法人住民税均等割と同様、賃金・雇用への課税となっており、安倍政権が進める政労使の取り組みに逆行している。さらに、資産割は固定資産税及び都市計画税との二重課税である。これらの点を踏まえ、事業所税は他の税目と整理・統合すべきである。

## ③ 法人事業税・法人住民税における分割基準の見直しへの対応

現在、政府において、産業構造の変化・地域間の法人税収の偏在性是正に対応すべく、法人事業税・法人住民税に係る分割基準の見直しが検討されている。分割基準は現行のものでも従業員の異動に対応して細かい計算が求められるなど、非常に複雑化しているため、さらに基準となる指標が追加されるなどして、分割基準をより一層複雑化することは、企業の事務負担を増やすことになり、適切ではない。今後、企業の事務負担が増えることがないよう、企業実務の実態を踏まえ、制度を設計する必要がある。

## ④ 償却資産に係る固定資産税の抜本的な見直し

償却資産に係る固定資産税について、特に機械装置への課税は米国やカナダの一部の州などのみで行われている極めて稀な税である。その米国でも近年、一

部の州で廃止の動きが見られる。また、わが国製造業が競合するアジア近隣諸国において例がない。廃止を含め抜本的な見直しを行うべきである。また、今後、アベノミクスによる経済の好循環の継続に向けて、設備投資を促進する観点から、少なくとも新規取得した機械装置については固定資産税を縮減・廃止すべきである。あわせて、残存価額の廃止等、法人税の課税所得の計算方法との整合性を図るべきである。

あわせて、以下の措置を講ずるべきである。

a) 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例の延長

民間事業者における環境負荷低減対策を促進するために、引き続き特例措置を延長すべきである。

b) 国内線就航機の固定資産税軽減措置の延長

本税制は国内における地方航空ネットワーク維持に寄与しており、また、世界的に航空機に固定資産税を課している国が稀ななかで、わが国の航空会社が世界に伍していける国際競争力を確保する観点からも、国内線就航機の固定資産税軽減措置を延長すべきである。

#### (4) 国際課税

① BEPS (Base Erosion and Profit Shifting : 税源浸食と利益移転) プロジェクトの成果を踏まえた国内法制上の対応

経済のグローバル化に対応した新たな国際課税ルールを構築すべく、OECD/G20 において BEPS への対応が議論され、2015 年 10 月に報告書が公表される予定である。わが国経済界としては、これまで、BEPS プロジェクトにおいて、経済交流の促進と適正な課税の確保という国際課税制度の本来の趣旨を踏まえたバランスの取れた議論が行われるよう、公開討議草案や公聴会等を通じ意見を表明しており、今後の各国における行動計画の実施や多国間協定の実施においても、引き続き、積極的に国際的に調和がとれた内容にするとともに、二重課税を防止・排除することを期待する。

今後、10 月の報告書の内容を踏まえ、順次国内法制化が検討されることになると考えられるが、他の行動計画との整合性、諸外国の動向、納税者の事務負担に十分留意しつつ、事業者の意見を踏まえ、企業の国際展開によって海外需要を積極的に取り込める制度とするとともに、わが国の立地競争力の低下につながることをないよう慎重に制度設計することが不可欠である。

a) 移転価格文書化への対応（行動 13）

国別報告については、実施ガイダンス（2015 年 2 月）において、多国籍企業の究極の親会社がある所在する法域の税務当局に提出し、原則として条約方式により各国税務当局に連携されることとされた。今後は、施行パッケージ（2015 年 6 月）に基づき、国別報告書の自動的情報交換に係る条約上の実施取決めの策定や国内法制化が進められることになるが、特に国内法制化においては、事業者の報告書の作成に係る事務負担等の実態を十分に考慮するとともに、十分な準備期間を確保することが不可欠である。マスターファイルについても同様である。

国別報告及びマスターファイルの記載情報については、今後、海外の当局と見解の相違等が生じた場合に備えて、究極の親会社所在地国の基準を適用することを、わが国の立場として、あらかじめ徹底・明確化することが望ましい。

その上で、マスターファイルについて提出義務を課さないなどの柔軟な取り扱いを行うことが必要である。また、移転価格文書化への対応に係る事務負担は非常に大きいため、文書作成・提出の遅延等に係る罰則は免除すべきである。

これら文書の機密保護や目的外利用の状況については、不断に各国の執行状況をレビューすべきである。

b) 移転価格税制（行動 8～10）

移転価格税制については、BEPS 行動 8～10 において、幅広い内容が議論になったが、わが国の国内法への反映の際には、まず無形資産の定義を明確化することが必要である。移転価格文書化のマスターファイルにおいて無形資産に関する記述が求められていることから、緊急性が高い。その上で、BEPS で議論になった評価困難な無形資産に係る課税手法については、安易な後知恵による課税とならないよう、適用条件の明確化を含め、引き続き慎重な検討が必要である。

契約条件や無形資産に係る法的所有については、単なる移転価格分析の開始点ではなく、重要な参照要素として尊重されるよう国際的に議論が収束することを期待する。リスクの支配についても重要性基準を設け、移転価格分析が過度に複雑化しないことが望ましい。取引単位利益分割法については、ガイダンスの洗練は歓迎するものの、課税当局による恣意的な執行を排除する観点から、引き続き慎重に議論を進めるべきである。

国外関連者要件について、実際には支配権が及ばない株式保有比率 50%の場合を除外し、50%超とする等の見直しを行うべきである。あわせて、国際的な二重課税を排除するため、事前確認制度および相互協議の一層の迅速化、効率化を

行うとともに、わが国課税庁による国内における移転価格税制の執行については、一層、納税者にとっての透明性、納得性を高めるべきである。

c) CFC 税制の見直し（行動3）

BEPS 行動3の公開討議草案において、カテゴリカルアプローチ（インカムアプローチ）および超過利得アプローチについて様々な提案がなされたところであるが、制度の抜本的な見直しの必要性については、既存の日本の制度におけるCFCの適用の判断の簡便性や納税者・課税当局の事務負担の軽減等のメリット、ビジネス実態に則していない適用除外基準等に基因する過剰合算（オーバーインクルージョン）、あるいは過少合算（アンダーインクルージョン）などのデメリットとの比較を含め、十分な検討を行うことが重要である。

その上で、現行のCFC税制について、早急に手当すべき個々の課題について以下のとおり意見する。

i) 英国の法人税率引き下げへの対応

平成27年度税制改正でトリガー税率の引き下げ（20%以下→20%未満）が行われたが、英国で法人税率を2017年に19%に、2020年には18%に引き下げる方針が示された。この結果、英国で正常な事業活動を行うわが国企業の子会社が再びトリガー税率に抵触する可能性が高まっている。とりわけ、英国・ロイズにおいて保険事業を行う場合、ロイズ法に規定された組織形態、すなわち事業運営法人（マネージング・エージェント）とリスク引受法人（法人メンバー会社）の分離が義務付けられていること、また、当該外国子会社の事業年度が1月から開始されることから、平成28年度中に手当てしなければ、平成29年度には、再度、現行の適用除外基準（実体基準、管理支配基準、非関連者基準）を満たすことができず、合算課税が生じる恐れがある。このため、早急に適用除外基準を見直す、もしくは、現行のトリガー税率を早急に18%未満にまで引き下げるなど、何らかの手当てを行う必要がある。

ii) 航空機・船舶リース事業

特定外国子会社等が行う航空機・船舶等の貸付については、CFC税制の適用除外基準を満たすことができないとされているが、諸外国でリース事業に対してもCFC税制が適用されていないなかで、わが国企業にのみCFC税制が課されることになれば、わが国のリース業の国際競争力にも関わるため、実態にあった基準に見直すべきである。

iii) 組織再編に係る所得について合算対象からの除外、もしくは、一定期間の猶予

わが国企業が、複数の海外持株会社・海外子会社等を有する海外企業グループ等を買収した場合に、事業上の必要性から当該海外企業グループについて組織再編を行う場合が多い。しかし、その組織再編において譲渡益等が発生する場合、たとえ海外持株会社所在国において当該譲渡益が非課税となる場合でも、わが国において外国子会社合算税制の適用を受けることがあるため、国際的な組織再編の阻害要因となっている。

そのため、組織再編に係る譲渡益については、CFC 税制の合算課税の対象から除外すべきである。仮に、組織再編に係る譲渡益を合算課税の対象から除外することが難しい場合、買収後、一定期間は合算課税を猶予すべきである。

iv) その他の課題

その他、CFC 税制については、個々の課題について適切に対処すべく、以下の措置を実施することが必要である。

- ・ 上場企業である海外法人との間での合弁会社を設立し、それぞれの持分が 50% ずつである場合などに、一定の条件のもと CFC 税制の適用を排除
- ・ CFC 税制で課税対象となる内国法人の株式等保有割合の要件について、10% から 20% への引き上げ
- ・ 無税国に所在する会社についても所在地国以外で課税を受けることがあるため、法人としての租税負担割合をもとに外国子会社合算税制の適用の有無を判定

d) 利子税制（行動 4）

BEPS 行動 4 では、わが国における過少資本税制・過大支払利子税制に対応する利子の損金算入の制限について議論がなされた。今後、OECD の報告書で現行のわが国の制度に比べ、厳しい内容が勧告されると見込まれるが、それを踏まえたわが国における法改正については企業への影響を踏まえた慎重な検討が必要となる。具体的には、企業の実態を踏まえた適切な利子控除限度額の水準を設定するとともに、企業のキャッシュマネジメント機能に対して十分に配慮することが必要である。

e) タックス・プランニングの報告義務（行動 12）

わが国における既存の税制（GAAR（一般的租税回避防止規定）の不在等）との



接続を考えれば、直ちに導入できる環境ではなく、慎重な議論が必要である。少なくとも導入を検討する際には、租税回避を行うアグレッシブ・タックス・プランニングに従事していない大多数の企業が事務負担を負わない制度とすべきである。また、義務的情報開示制度を導入する場合には、他の開示ルール（事前ルーリング制度、協力的コンプライアンス（CC）等）との関係について十分に整理すべきである。

なお、仮にタックス・プランニングの報告義務をわが国においても導入する場合、報告義務をプロモーターに課すべきである。

## ② 租税条約

### a) BEPS プロジェクトを踏まえた対応

BEPS 行動計画に関し租税条約の関係では、租税条約の濫用防止（行動 6）、PE 認定の人為的回避の防止（行動 7）、効果的な紛争解決メカニズムの策定・多国間協定の開発（行動 14、行動 15）が議論となった。これらについては、影響の大きい内容であり、今後の条約の締結・改定において、重要な論点となる。以下、具体的な懸念点・意見等について述べる。

#### ・租税条約の濫用防止（行動 6）

条約特典は企業の真正な経済活動には当然認められるべきである。過度に厳格な LOB（特典制限条項）の採用を控えるとともに、PPT（主要目的テスト）については、執行の安定性の観点から、各国の執行をモニタリングする必要がある。

#### ・PE 認定の人為的回避の防止（行動 7）

PE の定義（コミッションネア契約、準備的・補助的活動）、帰属所得の範囲が変わる予定であるため、明確なガイドラインを設定し、一貫した執行を実施することが重要である。

#### ・紛争解決（行動 14、行動 15）

BEPS プロジェクトで推奨された内容について、各国において足並みを揃えていくことが重要である。また、BEPS プロジェクトにより、各国当局の国際課税に係る判断がより実質を重視する方向に移行しつつあるため、当局間の見解の相違等による二重課税のリスクが増大するおそれがある。その点を解消するために、行動 14 において仲裁を含めた相互協議の改善に強く期待する。行動 15 に関しては、行動 6 や 7 といった課税強化の項目のみならず、紛争解決についても、

ひろく関係国に成果物を共有するメカニズムとして機能することを期待する。

#### b) 租税条約ネットワークの充実

日本再興の鍵は、グローバル経済の中で成長を勝ち取ることである。このため、TPPを始めとする経済連携協定の推進により貿易・投資を活性化して海外需要を取り込むとともに、円滑な海外事業活動を担保する租税条約ネットワークを拡充することが極めて重要である。租税条約の拡充により国際的な二重課税の排除を行うことは、わが国企業の海外における安心かつ確実な事業展開の大前提であり、そのための相手国における執行体制の整備・確立への協力も欠かせない。また、投資所得に係る源泉地国課税を軽減することは、海外からの資金還流および国内における再投資という好循環の実現に資する。

具体的には、中国、インド、タイ、インドネシア、ベトナム、ブラジル、ロシア、シンガポール、韓国、マレーシア等との租税条約を改定するとともに、台湾、ミャンマー、チリ、アルゼンチン、ベネズエラ、コロンビア、ナイジェリア、モンゴル等の未締結国・地域との租税条約締結交渉を推進すべきである。

これらの租税条約の改定・締結については、BEPS行動15との関係もあろうが、必要なものについては早期に取り組むべきである。具体的には、移転価格税制に係る対応的調整規定・仲裁規定、親子間配当および貸付金利息に係る源泉徴収の免除規定、使用料に係る源泉徴収の減免規定等を盛り込むことが重要である。

### ③ その他、国際課税に関する課題

#### a) 外国子会社配当益金不算入制度の益金不算入割合を95%から100%へ見直し

海外で獲得した資金を国内へ還流させ、国内における生産・研究開発等を促進することは、わが国企業が国際競争力を維持するために極めて重要であり、その観点から、外国子会社配当益金不算入制度の益金不算入割合を95%から100%へと拡充すべきである。

#### b) 外国税額控除制度の繰越限度超過額及び控除余裕枠の繰越期間の延長

外国税額控除制度における繰越限度超過額及び控除余裕枠の繰越期間は3年と短いため、期間の経過により国際的な二重課税が排除されない可能性が依然として残されている。企業の海外活動の制約とならないよう、現行の3年から繰越期間を延長するなど、適切な措置を講じるべきである。

c) リバースチャージ方式における対象の見直し

電気通信役務の提供が国内において行われたか否かは、その役務の提供を受ける事業者の本店等が国内にあるか否かにより判定される。そのため、内国法人の国外支店が国外事業者から受ける役務提供もリバースチャージ方式による課税の対象となるが、国内で課税の対象とすべき役務の提供ではなく、また国外の付加価値税との二重課税が生じる可能性もあることから、課税対象から除外すべきである。

また、日本に支店を有する国外事業者は、自ら消費税申告を行っており、消費税の捕捉は容易であることから、当該国外事業者から受ける役務提供についても、リバースチャージ方式における課税対象から除外すべきである。現行の制度にとっては、国外事業者の日本支店と日本法人とで消費税に係る扱いが異なることになり、不適切である。

**(5) その他、法人課税に係る項目**

① 異常危険準備金における特例積立率の特例の延長・拡充

近年の巨大自然災害の増加等を踏まえ、火災保険等に係る異常危険準備金制度について、現行の積立率5%を維持するとともに、準備金の積立残高の上限となる洗替保証率について、現行の30%から40%へと引き上げるべきである。

② 産業競争力強化法に係る登録免許税の軽減措置の延長

事業者の積極的な組織再編・事業再編を通じた生産性向上の動きを引き続き推奨すべく、産業競争力強化法に係る登録免許税の軽減措置を延長すべきである。

③ 国際船舶に係る登録免許税の特例措置の延長・拡充

国際競争力の強化に向け、諸外国に比べ割高な国際船舶（日本籍船）の取得・保有に係る諸税の軽減を図るべく、国際船舶に係る登録免許税の特例措置を延長すべきである。あわせて、国際船舶の増加を着実に実施すべく、運航面等で競争力のある船齢5年以上の海外法人から取得した国際船舶も対象にすべきである。

④ 印紙税の見直し

電子商取引が一般化し、経済取引のペーパーレス化が著しく進展する中、紙を媒体とした文書のみで課税する印紙税は合理性が失われている。また、課税対象

にあたるかどうかの判別が企業実務上の負担になっている。本来的には廃止すべきであり、少なくとも一層の簡素化・負担軽減を図るべきである。

⑤ 当初申告要件の見直し

平成 23 年 12 月改正により、控除可能な金額が当初申告の際に記載された金額に限定される「控除額の制限」がある措置について、修正申告又は更正の請求により正当額まで控除額を増額させることができることになった。しかし、課税庁による増額更正の場合は控除額を増額できず、バランスを欠くため、増額更正の場合も控除額を増額を認めるべきである。

⑥ 番号制度への円滑な移行に伴う税務分野での所要の措置

個人情報漏洩リスク等に鑑み、顧客に交付する支払通知書及び特定口座年間取引報告書に記載することとされている「個人番号」を削除すべきである。

⑦ 帳簿保存の電子化に係る取り組みのさらなる進展

帳簿保存の電子化に係る取り組みをさらに進展させるべく、国税関係書類の電磁的記録について、適正な改ざん防止措置を講じた上で、より柔軟な記録保存のあり方を検討すべきである。

⑧ 特定同族会社の留保金課税の廃止

企業の経営戦略における自己資本の充実の観点から、特定同族会社の留保金課税は廃止すべきである。

⑨ 欠損金の繰越期間の延長、繰り戻し還付

欠損金の繰越期間については、平成 27 年度税制改正により、平成 29 年度以降発生分につき、10 年とすることが定められた。しかし、諸外国では無制限の国も多いため、国際的イコールフッティング、対日投資促進の観点から、欠損金の繰越期間の延長を検討すべきである。あわせて、企業業績の変動に対処すべく、繰り戻し還付についても復活（大法人）および還付期間の延長を検討すべきである。

⑩ 受取配当益金不算入制度における負債利子控除の廃止

平成 27 年度税制改正により益金不算入の割合が改正されたが、関連法人株式等については負債利子控除が依然として存置されている。事務負担軽減の観点

から負債利子控除制度を廃止すべきである。

#### ⑪ 放送ネットワーク災害対策促進税制の延長

被災情報や避難情報など国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、放送ネットワーク災害対策促進税制を延長すべきである。

#### ⑫ 原料用途免税の本則非課税化

ナフサに係る石油石炭税・揮発油税の免税・還付措置、鉄鋼・コークス・セメント製造に係る石油石炭税の免税措置については、そもそも諸外国ではこれら原料に課税している例はないため、国際的なイコールフットィングの観点から、原料用途免税を本則非課税化すべきである。

#### ⑬ 復興・防災に係る税制上の支援の継続

東日本大震災における集中復興期間の取り組みの状況を踏まえ、引き続き被災地復興・防災強化の取り組みが持続するよう、税制上の支援を継続すべきである。

## 2. 自動車関係諸税の簡素化・負担軽減

自動車関係諸税は、欧米諸国と比べ極めて過重なユーザー負担が課されてきた。特に、道路整備目的で創設された自動車取得税と自動車重量税は、道路特定財源が平成21年度に一般財源化された時点で既に課税根拠を喪失しており、さらに自動車取得税は消費税と、自動車重量税は自動車税との二重課税となっている。

自動車関係諸税については、消費税率10%段階における自動車関係諸税の簡素化・負担軽減実現の観点から見直すべきである。具体的には、諸外国と比べてとりわけ過重な自動車税の税率を引き下げるとともに、自動車重量税について、将来的な廃止に向け、まずは「当分の間税率」を廃止すべきである。また、平成27年度税制改正大綱に示されているように、消費税10%時点で自動車取得税を確実に廃止すべきである。

自動車税・軽自動車税の環境性能課税については、新たな負担であり対象車を限定するなど、過度な負担とならない制度設計にすべきである。環境性能課税は、簡素化・負担軽減の観点から車体課税全体の見直しと合わせて検討すべきであり、本税目のみの先行決着には反対する。

また、適用期限が到来する自動車税・軽自動車税のグリーン化特例については、

現行制度のまま、1年間延長すべきである。

### 3. 住宅・土地・都市税制

住宅は高額で、その分消費税負担が重い。消費者がいつでも安心して住宅を購入できるよう、駆け込み需要や反動減を和らげることが重要である。また、住宅投資は地域経済や他産業への高い波及効果、雇用創出効果を有する内需の柱である。そのため、2017年4月の消費税率の10%への引き上げを見据え、住宅の取得に係る負担を増加させないように、実効性ある措置を講ずるべきである。

#### (1) 租税特別措置の延長・拡充

上記の点を踏まえ、少なくとも税制に関して、平成28年度税制改正においては、住宅等に関して以下の措置を実行することが重要である。

- ① 新築住宅に係る固定資産税の軽減特例の延長
- ② 居住用財産の買い換え特例の延長
- ③ 住宅及び住宅用土地の取得に係る不動産取得税の特例の延長
- ④ 認定長期優良住宅・低炭素住宅に係る課税の特例の延長
- ⑤ 改修工事に係る固定資産税の特例の延長
- ⑥ マンションの建替事業に係る登録免許税・不動産取得税の軽減措置の延長
- ⑦ サービス付高齢者向け賃貸住宅に係る所得税・法人税の軽減措置の延長
- ⑧ 国家戦略特区関連の税制措置の拡充

#### (2) 地価税・土地譲渡益重課制度の廃止

土地バブルの抑制という政策目的が失われていることから、地価税及び法人の土地譲渡益重課制度について、速やかに廃止すべきである。

### 4. 環境・資源・エネルギー関係諸税

#### (1) 森林吸収源対策や生態系保全に係る新税創設に反対

現在、森林吸収源対策や生態系保全に関し、一部、個人住民税・法人住民税の均等割の上乗せを含め、新税を創設することを検討している動きがあるが、反対である。そもそも、森林吸収源対策や生態系保全に係る国の政策的な財源について、地方税の仕組みに基づいて徴税することは、地方自治体の活動・事務運営の自主性・独立性の観点から望ましくない。また、住民税均等割に上乗せし、国が再配分する仕組みは徴税上の管理コストの問題があり不適切である。森林吸収源対策や生態系保全に係る追加的な費用が必要な場合には、その機能が広く多

面的な便益をもたらすことから国民全体で負担するとの考え方に立ち、一般財源の組み換えで手当てすべきである。

## **(2) 地球温暖化対策税の抜本的な見直し**

東日本大震災後、わが国では、原子力発電所の稼働停止に伴う化石燃料の輸入増加等により、産業用の電気料金が約4割上昇するなど、企業の国際競争力に大きな影響を与えている。そうしたなか、地球温暖化対策税はエネルギーコストの上昇に拍車をかけている。加えて、震災後の化石燃料消費の増加により、当初の見積もりを超える税収がある一方、徴収されたまま一般会計に留保され温暖化対策に活用されていない税収や、エネルギー特別会計に繰り入れられても使用されず、翌年に繰り越されている税収もあり、課税の必要性に疑義が生じている。

したがって、地球温暖化対策税について、課税の廃止を含め、抜本的に見直すことが喫緊の課題となっており、平成28年4月に予定されている税率のさらなる引き上げは行うべきでない。あわせて、国民に広く多面的な便益をもたらす森林吸収源対策は一般財源で手当てすべきであり、特定の者に負担を課すことは適当ではなく、地球温暖化対策税収の森林吸収源対策等への用途拡大には反対である。

## **(3) 石油関係諸税の負担軽減**

石油関係諸税（揮発油税、地方揮発油税等）は消費税との関係でTax on Taxとなっているため、速やかに解消する必要がある。そもそも石油関係諸税は自動車重量税と同様、一般財源化された時点で課税根拠を喪失しており、負担の軽減が不可欠である。少なくとも「当分の間税率」は廃止すべきである。

## **(4) 海外投資等損失準備金制度、減耗控除制度の延長・拡充**

国際的な資源メジャーの台頭や資源国のナショナリズムの高揚等により、国際的な資源獲得はより一層激しさを増している。こうした中、天然資源に乏しいわが国にとって、探鉱開発を促進し、資源・エネルギーの安定供給を図る観点から、海外投資等損失準備金制度、減耗控除制度を維持することが不可欠である。

あわせて、わが国として資源獲得をより一層促進すべく、減耗控除制度については、探鉱準備金・海外探鉱準備金制度の据置期間の延長、海外自主開発法人における役員派遣要件の緩和について検討すべきである。

## (5) 金属鉱業等鉱害防止準備金制度の延長

金属鉱業等においては、廃鉱後も引き続き鉱害対策等を実施する必要がある。今後、地震等の大規模な災害に備える意味からも、金属鉱業等鉱害防止準備金制度を延長すべきである。

## 5. 年金税制

公的年金の給付水準は、マクロ経済スライドの発動に伴い低下するなかで、老後の所得確保を図る観点から、企業年金の普及・拡大がますます重要となる。加えて、年金の運用においてもアベノミクスによる経済の好循環の成果を実感し、あわせて、中長期的な投資による資産形成を支援し、市場を活性化させる観点から、確定拠出年金（DC）の拡大・利便性の向上を図るなどして、より柔軟な制度を構築していくことが重要である。その観点から、以下のとおり意見する。

確定拠出年金（DC）については、確定給付企業年金には無い税制上の制約が導入・拡充の妨げになっているため、拠出限度額の大幅な引き上げ、中途引き出し要件の見直しなどを図るべきである。

また、確定給付企業年金（DB）について、年金財政の早期健全化や安定化を図る観点から、弾力的に掛金拠出を行えるようにすべきである。

退職年金等の積立金に係る特別法人税は、平成 26 年度税制改正において課税凍結措置が延長されたが、上記企業年金の拡充の方向性と逆行するものであり、国際的にも稀な税であることから、速やかに廃止すべきである。

## 6. 個人所得課税

### (1) 個人所得控除の適正化

個人所得課税については、経済活力を維持・強化することに配慮しつつ、経済社会の構造変化を踏まえ、各種控除の適正化に関し、十分に検討を行うことが必要である。とりわけ、わが国が今後も持続的に発展していくためには、将来の成長の担い手である若年層・子育て世代の活力維持を図るとともに、女性の活躍推進の観点から働き方に対して中立的な税制を構築すべきである。あわせて、わが国における人口減少の流れに歯止めをかけるために、子どもの数や子育て支援等の充実に配慮して制度を設計することが望ましい。

### (2) 金融・証券・保険税制

#### ① NISA 及びジュニア NISA の恒久化、拡充及び簡素化

中長期的な投資による資産形成の支援、継続的な市場の活性化の観点から、



NISA 及びジュニア NISA の非課税期間、口座開設期間を恒久化すべきである。その上で、スイッチング（NISA 口座及びジュニア NISA 口座で取得した上場株式等の売却代金の範囲内で他の上場株式等の再取得）を認めるべきである。あわせて、NISA の口座開設手続について、住民票の写し等の提出を不要とするなど、手続の簡素化を図るべきである。

#### ② 上場株式等の相続税評価額等の見直し

上場株式（ETF 及び REIT）並びに公募株式投資信託については、価格変動リスク等を考慮すれば、他の相続財産と比較して、相続税の負担感が相対的に高いため、相続税評価額を見直すべきである。それにより比較的長期間保有する個人株主が増加し、個人によるリスクマネー供給促進といった効果が期待できる。

#### ③ 金融所得課税のさらなる一元化の検討

金融所得課税については、高齢化社会における金融資産の効率的な運用、金融資本市場の活性化、企業の円滑な資金調達等の観点から、実務面の課題に十分配慮しつつ、今後も、さらなる一元化を推進すべきである。

#### ④ 生命保険料控除制度の拡充

社会保障における国民の自助の取り組みを支援する観点から、生命保険料控除制度を拡充すべきである。

以 上

# 平成28年度税財政等に関する提案(案)

## ～ 地方法人課税について ～

- I 税源の偏在性の是正
- II 法人税改革に伴う地方法人課税の見直し
- III 地方創生のための税制措置

平成27年 9 月

全国知事会 地方税財政常任委員長 石井隆一

# I 税源の偏在性の是正

## 1 税源の偏在性の是正

- (1) 税制抜本改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税のあり方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずるべきである。
- (2) 地方消費税は地方法人課税などと比べ地域間の税収の偏在性が比較的小さい税ではあるものの、一人当たり税収で最大2倍の格差が存在していること、さらに、不交付団体には社会保障給付支出の増加額を上回る地方消費税の増収が生じる一方、交付団体については、これが地方交付税の振替である臨時財政対策債の減少等により相殺されることになる結果、不交付団体と交付団体の間の財政力格差がさらに拡大するといった課題が生ずる。
- (3) 今後増加する社会保障関係費の財源を確保するため、消費税・地方消費税 率をさらに引き上げる場合には、引上げ分の全てを国の消費税とし、そのうちの一部を地方交付税としたほうがよいのではないかという議論につながるおそれもあり、これは、地方分権の観点からは必ずしも好ましいことではない。
- (4) 地方法人特別税のように地方税を単純に国税化し、偏在是正の財源として活用することは、暫定措置としてはともかく、地方分権の観点に沿った税制のあり方としては適切ではない。

# I 税源の偏在性の是正（続き）

## 1 税源の偏在性の是正（続き）

- (5) 大都市圏の都府県からは本来地方税の充実によって対応すべきとの意見もあるが、今後も地方分権改革を進め、地方税源の更なる充実を実現していくためには、地方消費税率の引上げと併せて税源の偏在是正策を講ずることが必要不可欠である。
- (6) 消費税・地方消費税率の10%への引上げの際には、法人住民税法人税割の交付税原資化をさらに進めるなど、引き続き偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を図るとともに、偏在是正により生ずる財源については確実に地方財政計画に計上し、実効性のある偏在是正措置とすべきである。

## 2 地方法人特別税・譲与税制度の抜本的な見直し

地方法人特別税・譲与税制度については、あくまでも暫定的な措置として導入されたものであり、その廃止等を図ることを基本として検討すべきであるが、単に法人事業税に復元するだけでは地域間の税収格差が現在より拡大すること、また景気回復に伴い法人関係税収が増加するとさらに税収格差が拡大することになるといった課題があり、現行制度が持つ偏在是正効果を十分に踏まえた措置が同時に講じられるべきである。

# 地方消費税引上げに伴う都道府県の歳入・歳出の変動についての試算

全国知事会 地方税財政制度研究会 報告書(H25.9.17)をもとに富山県において再試算

不交付団体		交付団体	
歳入(A)	<p><b>地方消費税増加額 (1.2%分)</b></p> <p><b><u>2,400億円</u></b></p> <p>※地方消費税引上げ時点(平成26年度)で臨時財政対策債は発行していない。</p>	歳入(A')	<p><b>地方消費税増加額 (1.2%分)</b></p> <p><b>1兆4,400億円 ①</b></p> <hr/> <p><b>臨時財政対策債の減少</b></p> <p><b>△5,800億円 ②</b></p> <hr/> <p>① + ② = <b><u>8,600億円</u></b></p>
歳出(B)	<p><b>社会保障関係費の増加額</b></p> <p><b><u>1,000億円</u></b></p>	歳出(B')	<p><b>社会保障関係費の増加額</b></p> <p><b><u>8,600億円</u></b></p>
(A) - (B) = <b>1,400億円</b>		(A') - (B') = <b>0</b>	

※上記②の減少に加え、地方交付税原資の増加に応じて臨時財政対策債が減少

注1: 交付団体における地方消費税増加額と社会保障関係費の増加額の差分は、従来ルールでは臨時財政対策特例加算と臨時財政対策債で折半しているが、表上は簡略化のため、全て臨時財政対策債が減少するものとして表示した。

注2: 社会保障関係費の増加額は、社会保障4経費における地方の負担割合等(平成23年12月「国と地方の協議の場」提出資料(総務省、厚生労働省)等)に基づき、都道府県の歳出増加総額を消費税率に換算して0.34%程度になると推計した上で、人口により交付・不交付団体に比例あん分した。

## 平成26年度与党税制改正大綱（地方法人課税の偏在是正）

### 【消費税率8%段階】

- 地方消費税率の引上げに伴い不交付団体に生じる財源超過を解消し、交付団体との格差が拡大しないよう、法人住民税法人税割の一部を地方交付税原資化。
- 地方法人特別税の1/3縮小分については、単に法人事業税に還元するだけでは格差が拡大することなどから、何らかの偏在是正措置が行われるべき。

- 法人住民税法人税割の一部を地方交付税原資化（5,800億円）
- 偏在是正により生じる財源（不交付団体の減少分）を活用して地方財政計画に歳出を計上
- 地方法人特別税の規模を1/3縮小（6,200億円）し、法人事業税に還元

### 平成27年度与党税制改正大綱

### 【消費税率10%段階】

平成26年度与党税制改正大綱における消費税率10%段階の地方法人課税の偏在是正については、平成28年度以後の税制改正において具体的な結論を得る。

- 法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進める。また、地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行う。

## 消費税・地方消費税率引上げ等による人口1人あたり道府県税収等の変動

	H25決算 (都道府県)		消費税・地方消費 税率8%段階		法人税割の 交付税原資化 (H26税制改正)		富山県試算 地方法人特別税・譲 与税の見直し (H26税制改正)
最大	180,979 円/人	→	187,084 円/人	→	178,752 円/人	→	184,054 円/人
最小	70,870 円/人		70,870 円/人		71,485 円/人		71,113 円/人
最大/最小	2.55 倍		2.64 倍		2.50 倍		2.59 倍

## Ⅱ 法人税改革に伴う地方法人課税の見直し

国と地方を通じた巨額の財政赤字に加え、今後、社会保障関係費等の増加が避けられないなかで、地方交付税原資分を含めるとその約6割が地方団体の財源である法人課税の見直しは、地方財政に深刻な影響を与えることが懸念される。

### 1 法人実効税率を引き下げる場合の代替税財源の確保

平成27年度税制改正においては、経済の好循環の実現を力強く後押しするために税率引下げを先行させた上で財源を確保することとされたが、平成27年度大綱において「平成27年度を初年度とし、以後数年で、法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指す」とされていることから、今後、さらに法人実効税率を引き下げる場合には、地方の財政運営に支障が生じないよう必要な税財源を確保し、最終的には恒久減税には恒久財源を確保すべきである。

### 2 外形標準課税の更なる拡大

- (1) 法人事業税の外形標準課税の拡大については、応益性の強化や税収の安定化に資することなどから、今後、法人税改革を継続するにあたっては、平成27年度税制改正の実施状況も踏まえつつ、大法人について外形標準課税をさらに拡大していく方向で引き続き検討すべきである。
- (2) また、今後、外形標準課税の適用対象法人のあり方等について検討を行う際には、地域経済への影響を踏まえて、中小法人への適用については慎重に検討すべきである。

## 法人税改革の概要（法人実効税率の引下げと課税ベースの拡大等による財源確保）

### ○法人実効税率の引下げ〔平成27年度税制改正〕

	現行		27年度	28年度
法人税率	25.5%	⇒	23.9%	23.9%
法人事業税所得割（標準税率）	7.2%		6.0%	4.8%
国・地方の法人実効税率	34.62%		32.11% (▲2.51%)	31.33% (▲3.29%)

### ○法人税（国）

＜法人税の税率引下げ＞（現行：25.5%→23.9%） ▲6,690億円

#### ＜課税ベースの拡大等による財源確保＞

① 欠損金繰越控除の見直し（控除限度80%→50%） （うち80%→65%）	(H29 ~ )	+3,970億円
② 受取配当等益金不算入の見直し	(H27・H28)	(+1,920億円)
③ 租税特別措置の見直し		+920億円
小 計	(H29 ~ )	+6,680億円
	(H27・H28)	(+4,630億円)
合 計	(H29 ~ )	▲10億円
	(H27・H28)	(▲2,060億円)

※平年度ベース。

※企業部門に対して、27・28年度の2事業年度にわたり、各年度▲2,060億円の先行減税となる。

### ○法人事業税 （地方）

＜所得割の税率引下げ＞（現行：7.2%→4.8%） ▲7,870億円  
（うち7.2%→6.0%） ( H27 ) ( ▲3,940億円 )

#### ＜課税ベースの拡大等による財源確保＞

④ 外形標準課税の拡大（全体の2/8→4/8） （うち 2/8→3/8）	(H28 ~ )	+7,800億円
	( H27 )	(+3,900億円)
合 計	(H28 ~ )	▲70億円
	( H27 )	( ▲40億円 )

※平年度ベース。

※平成27年度税収見込みを基に概算試算した増減収額。



## 外形標準課税の拡大等

(H27 税制改正)  
総務省資料より

- 法人事業税の1/4に導入されている外形標準課税を2年間で1/2に拡大する。

現行 1/4 → ㉓ 3/8 → ㉔ 4/8 (所得割:外形課税=1:1)

- 付加価値割と資本割の比率は、現行通り2:1とする。

付加価値割 現行 0.48% → ㉓ 0.72% → ㉔ 0.96%

資本割 現行 0.2% → ㉓ 0.3% → ㉔ 0.4%

所得割 現行 7.2% → ㉓ 6.0% → ㉔ 4.8% (※)

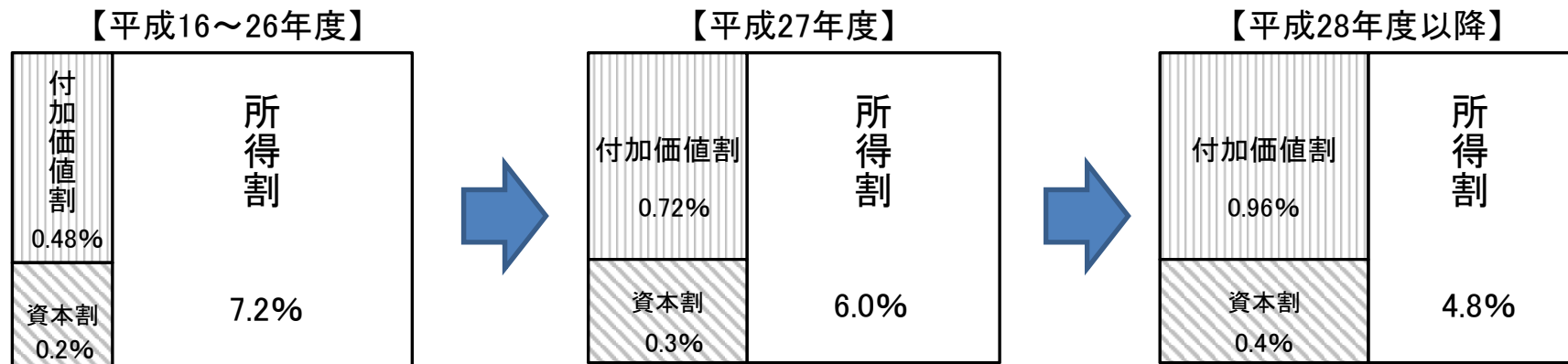
(参考:法人税率 現行 25.5% → ㉓ 以降 23.9%)

法人実効税率 34.62% → ㉓ 32.11% → ㉔ 31.33%  
(▲2.51%) (▲3.29%)

(※) 施行時期

㉓: 平成27年4月1日から平成28年3月31日の間に開始する事業年度に適用

㉔: 平成28年4月1日以後に開始する事業年度から適用



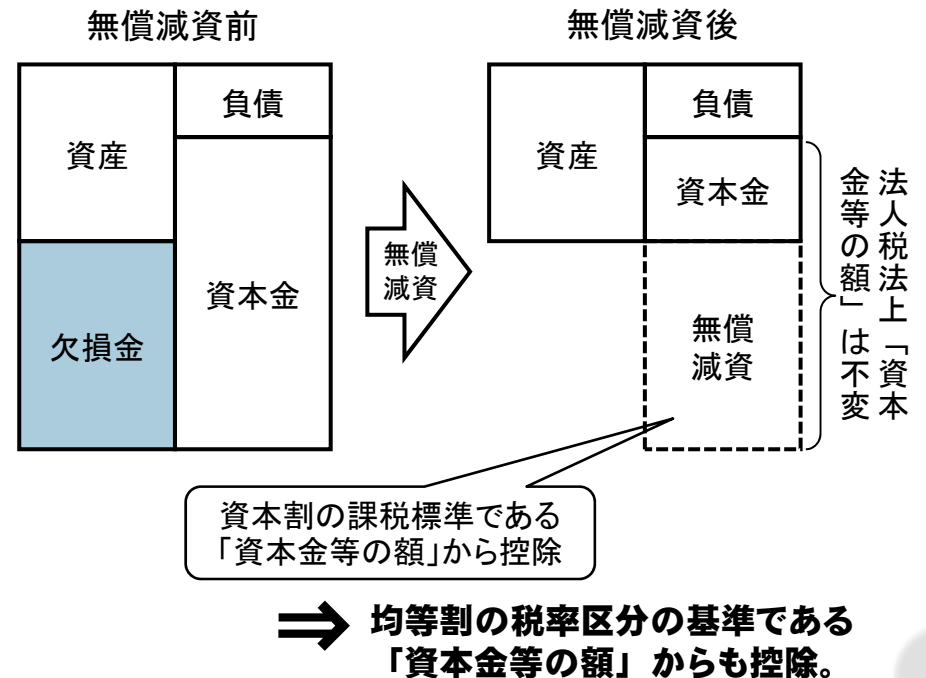
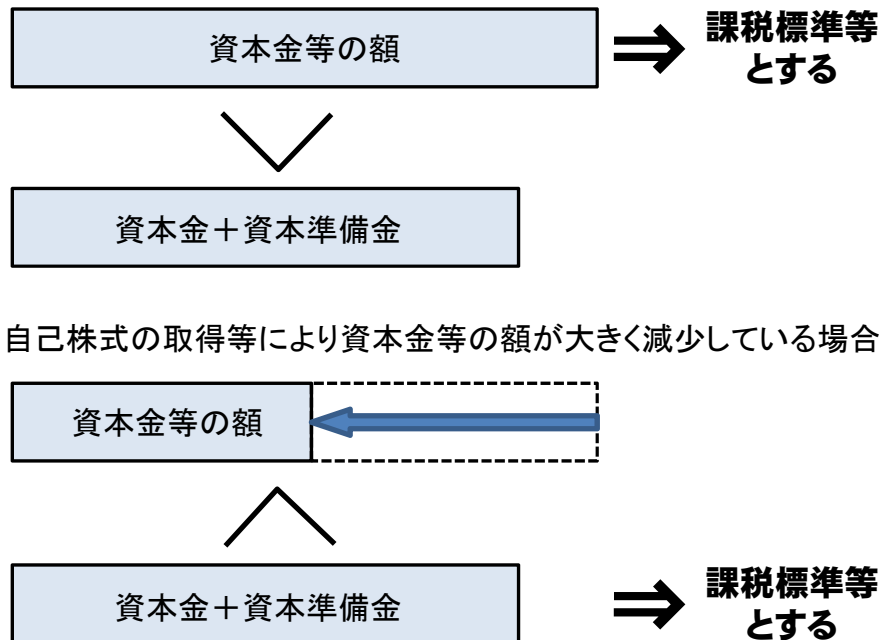
※ 所得割の所得400万円以下、400万円超から800万円以下の税率は、比例的に措置する。  
また、所得割の税率には地方法人特別税を含む。

# 法人事業税資本割の課税標準の見直し等（平成27年度改正）

地方法人課税のあり方  
等に関する検討会  
H27.5.26 第24回

- 法人事業税資本割の課税標準及び法人住民税均等割の税率区分の基準（以下、「課税標準等」という。）を、原則、従来どおり下記①としつつ、①が②を下回る場合に②とする。
  - ① 法人税法上の「資本金等の額」
  - ② 「資本金」と「資本準備金」の合計額（いずれも、法人税申告書別表5(1)に記載される額）
- 法人住民税均等割の税率区分の基準である「資本金等の額」について、法人事業税資本割と合わせて、「資本金等の額」から無償減資・資本準備金の取り崩し額（欠損てん補等）を控除するとともに、無償増資の額を加算する措置を講じることとする。

〔原則〕



## Ⅱ 法人税改革に伴う地方法人課税の見直し（続き）

### 3 法人事業税の損金算入

法人事業税は、その一部が所得への課税となっているものの、法人が行う事業そのものに課される税であり、法人がその事業活動を行うにあたって地方団体の各種の行政サービスの提供を受けていることから、これに必要な経費を分担すべきであるという考え方に基づいて課税されるものであり、法人所得計算において損金に算入されているのは、こうした法人事業税の性格を踏まえたものである。

損金算入見直しの検討にあたっては、こうした法人事業税の性格を踏まえ、税制としての妥当性について十分議論し、慎重に検討すべきである。

### 4 法人事業税の分割基準の見直し

- (1) 法人事業税の分割基準のあり方については、前回の見直し（平成17年度）から10年が経過し、社会経済情勢や企業の事業活動が変化していることも踏まえ、より実態にあったものに見直すべきである。
- (2) 見直しにあたっては、社会経済情勢の変化に応じた企業の事業活動と行政サービスとの受益関係を的確に反映させ、税源の帰属の適正化を図るという観点から検討し、法人の納税事務負担の軽減・簡素化を考慮した上で、より客観性のある指標とすることを基本とすべきである。

## 法人事業税の分割基準（改正の経緯）

〔地方法人課税のあり方等に関する検討会H27.4.23 第23回〕

	S26年度 (1951年度)	S29年度 (1954年度)	S37年度 (1962年度)	S42年度 (1967年度)	S45年度 (1970年度)	S47年度 (1972年度)	S57年度 (1982年度)	H元年度 (1989年度)	H17年度 (2005年度)
非製造業	従業者 の数	1/2を事務所 等の数 他の1/2を従 業者の数	資本金1億円 以上の法人 の本社管理 部門の従業 者数につい ては1/2	各月の延 従業者の 数を期末 現在の 従業者の 数とした	資本金が 1億円以 上の法人 の本社管 理部門の 従業者数 につい ては1/2			証券業が 追加された	1/2を事務 所等の数 1/2を従業 者の数
銀行業 保険業 証券業									※本社管理 部門の従 業者数1/2 措置は廃止
製造業								資本金1億 円以上の法 人の工場の 従業者数に ついては1.5 倍	本社管理部 門の従業者 数1/2措置は 廃止
鉄道業 軌道業	1/2を 固定資産 の価額	軌道の延長 キロメートル 数							
ガス供給業 倉庫業									
電気供給業									他の1/2 を従業者 の数

経過措置あり

## 第5 その他の検討課題

### （地方法人課税の分割基準の見直し）

法人事業税の分割基準については、応益性や国の財源保障責任の観点から、財政調整を目的として変えることは不適當であると考えられるが、例えば、以下の点に着目してより客観性のある指標に変えていくことは望ましい。

- ・ 法人における管理部門の形態が、事業部制や分社化の導入、アウトソーシングの活用等で多様化・分散化しつつあること、事業所数基準の導入と趣旨が重複すること等から、平成17年度税制改正において、法人事業税の分割基準のうち「本社管理部門の従業者数」を2分の1とする圧縮措置が廃止されたことについて、どう考えるか
- ・ 工場における産業用ロボット等の導入により無人化への方向が著しく進んでいることから、例えば「資本金1億円以上の製造業の工場従業者数」を現行の1.5倍からさらに引き上げるべきではないか
- ・ 製造業に限らず、非製造業における近年のアウトソーシング化の動きを反映させるべきではないか

これらの課題について、実態を把握した上で、諸外国の制度も参考にして、その他の分割基準のあり方も含めて今後検討すべきである。

## 地方法人課税のあり方等に関する検討会報告書（平成25年11月）〈抜粋〉

## 6 その他の検討課題

### （1）分割基準・清算基準

地方法人課税の分割は、複数の地方団体に事務所等を有する法人について団体間の課税権を調整するため、課税標準を分割するものであり、地方消費税の清算は、最終消費地と税収の最終的な帰属地を一致させるための制度である。

分割基準と清算基準は、これらの趣旨を適切に反映するために設けられているものであり、財政調整を目的として変更することは適當ではない。

# Ⅲ 地方創生のための税制措置

## 地方拠点強化税制の拡充

平成27年度税制改正では、東京圏から地方へ本社機能の移転等を行う企業に対して税制上の優遇措置を講ずる「地方拠点強化税制」が創設された。

「地方拠点強化税制」が企業にとってより活用しやすいものとなるよう、所得拡大促進税制との併用を認めること、対象地域の指定を柔軟に行うことなど、運用や制度の拡充を図るべきである。

### 地方拠点強化税制の創設（平成27年度税制改正）

拡 充 型	移 転 型												
<p>地方にある、企業の本社機能等の強化</p> <p>単独または複数市町村の地域連携により概ね人口10万人以上の経済圏を構成すること</p>	<p>東京23区からの本社機能(全部・一部)の移転の場合</p>												
<p>【設備投資減税】 オフィスに係る建物などの取得価額に対して <b>特別償却15%または税額控除 4%</b></p> <p>【雇用促進税制】 <b>増加した雇用者 1人あたり50万円を税額控除</b></p> <p>(法人全体の雇用者数増加率10%未満の場合20万円/人)</p> <p>【地 方 税】 <b>固定資産税、不動産取得税の減免</b> (地方交付税による減収補てんの対象)</p>	<p>【設備投資減税】 オフィスに係る建物などの取得価額に対して <b>特別償却25%または税額控除 7%</b></p> <p>【雇用促進税制】 <b>増加した雇用者 1人あたり80万円を税額控除</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>拡充型50万円/人に30万円を上乗せ</b> (雇用者数増加率10%未満：20万円+30万円=50万円/人)</li> <li>・ <b>雇用が維持されれば上乗せ分30万円は 3年間継続</b></li> <li>・ <b>上乗せ分30万円は東京からの転勤者にも適用</b></li> </ul> <div style="text-align: center;"> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">1年目</td> <td style="text-align: center;">2年目</td> <td style="text-align: center;">3年目</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">税額控除のイメージ</td> <td style="text-align: center;">30万</td> <td style="text-align: center;">30万</td> <td style="text-align: center;">30万</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">50万</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(初年度 1人最大80万円 3年間 1人最大140万円)</td> </tr> </table> </div> <p>【地 方 税】 <b>固定資産税、不動産取得税に加え事業税の減免</b> (地方交付税による減収補てんの対象)</p>		1年目	2年目	3年目	税額控除のイメージ	30万	30万	30万		50万	(初年度 1人最大80万円 3年間 1人最大140万円)	
	1年目	2年目	3年目										
税額控除のイメージ	30万	30万	30万										
	50万	(初年度 1人最大80万円 3年間 1人最大140万円)											

## 地方拠点強化税制の拡充（雇用促進税制と所得拡大促進税制の併用）

現行制度等	課題 及び 検討状況	要望内容
<p><b>【現行制度（租特法）】</b></p> <p>○ 地方拠点強化税制においては、東京圏から地方への人の流れを作るため、本社機能の地方移転等を図る企業に対する税制上の優遇措置として、①設備投資減税及び②雇用促進税制がそれぞれ拡充されることとなっている。</p> <p><b>【そのうち、雇用促進税制について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 増加した雇用者 1人あたり50万円を税額控除（拡充型）</li> <li>・ 移転型の場合は拡充型にさらに30万円／人を上乗せ（合計80万円／人。上乗せ分の30万円は3年間継続）</li> </ul> <p>○ 今回の改正租特法において所得拡大促進税制（第42条の12の4）の対象年度は『雇用促進税制（第42条の12の2）の適用を受ける事業年度を除く。』ことが規定されており、雇用促進税制と所得拡大促進税制は併用不可。</p>	<p><b>【課題】</b></p> <p>◇ 改正租特法に「併用を排除する規定」があることから、雇用促進税制と所得拡大促進税制の併用には「法改正」が必要。</p>	<p>○ <u>本税制は、雇用促進の目的で行うものではなく、東京圏から地方への人の流れ等を促進する趣旨で創設されるもの。</u></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>◎ <u>拡充される雇用促進税制と所得拡大促進税制が併用できるようにすべき。</u></p> <p>○ 法改正が必要となることから、平成28年度税制改正に向けて検討すべき。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>&lt;主な要望先&gt;  高市総務大臣、麻生財務大臣  石破地方創生大臣、宮沢経済産業大臣  野田自民党税調会長</p> </div>

### 平成28年度税制改正要望（内閣府）

**地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充〔拡充〕** <税目>（国税）所得税、法人税（地方税）法人住民税

地方拠点強化税制により拡充される雇用促進税制の適用を受ける法人等が、その同一事業年度において、所得拡大促進税制の適用を受けられるよう所要の調整措置を講ずる。

## (参考) 「企業版ふるさと納税」に関するアンケート結果 (全国知事会)

- 平成27年9月 全国知事会地方税財政常任委員会の構成都府県に対して「企業版ふるさと納税」に関するアンケートを実施
- 委員長県を除く22団体からの回答結果をとりまとめ

### (1) 28年度税制改正要望で制度素案が示された「地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)」に対する意見

- ・ 賛成 4
- ・ 制度趣旨や方向性に賛成 13
- ・ 詳細不明でよく分からない 5
- ・ 制度趣旨や方向性に反対 0
- ・ 反対 0

#### 【賛成、制度趣旨や方向性に賛成】

- ・ 民間資金の活用が図られ、地方創生に資する効果が期待
- ・ 地方財源の拡充、地方団体間の税財源の偏在是正にも一定の効果
- ・ 企業側の社会貢献活動を促進
- ・ 企業が地方の取組みに興味を持ち、地方を応援するきっかけづくりを促進
- ・ 地方団体間の健全な政策競争の発展が期待

#### 【詳細が不明であり、よく分からない】

- ・ 税額控除の上限額や規模、内閣府による寄附対象事業の認定基準が不明
- ・ 実質的に地方間で税収を移転する制度であり、地方税の応益原則に反する

### (2) 制度創設の検討にあたって留意すべき点など

- ・ 過度な寄附獲得競争や便宜供与などのモラルハザードが生じないような制度設計とすべき
- ・ 寄附対象事業の認定基準の策定にあたっては、地方の意見を十分に反映し、地方団体の自主性を発揮できるものにすべき
- ・ 税額控除の対象税目は、法人税(国税)を中心に検討すべき
- ・ 法人住民税から税額控除する場合は、住民税の「地域の会費」としても性格及び各地方団体の財政力を踏まえた控除限度額の設定を検討すべき
- ・ 企業側、地方団体側の双方にとって簡素な寄附手続きとすべき
- ・ 仮に制度を導入した場合において「本店が所在する地方団体」の事務負担が増大しないように留意すべき
- ・ 基準財政収入額の算定時には、個人向け「ふるさと納税」と同様に寄附金税額控除額を控除する仕組みとすべき